

687-41



1200501579263



中朝事實講話

事故本

書き二冊あり
(p.15-18, 25, 32)
(34, 38, 39, 42, 46)

判読可能

複本・同本あり

2007.8.17

口
複写

章華社

519

文學博士飯島忠夫著

中朝事實講話



章華社版



627-41

序

序

山鹿素行先生は、今より三百年前、支那に於て滿洲朝廷が勃興し、其の勢力が四隣を壓する頃に出た日本の大思想家である。先生は神道儒教軍學を統一して、独自の境地を開拓し、國史の事實を根據として、日本固有の大道を發揮し、日本を以て眞に中國と稱すべきものとした。先生の眼中には既に支那が無かつたのである。後世の國體論者、皇道論者、日本精神論者が主張する所は、殆ど皆先生によつて其の先鞭を着けられて居る。先生は又、儒教に於ても、朱子學から離れて、新しい儒教哲學を創立し、それを日本固有の大道と結合した。朱子學は、近古以來、支那に於て盛行はれ、且つ我國にも傳はつて、徳川幕府の教育に採用せられた最も有力なる思想である。それに反對して、日本獨特の



儒學を建設しようとする、後世の古學派の基礎は、先生によつて既に定められたのである。そして中朝事實一篇は先生の學問の結晶である。

此の中朝事實講話は、偶々書肆の需があつたのを機として、試みに其の概要を叙述したものである。今の國體を論じ、皇道を論じ、日本精神を論ずる人が、此の講話によつて先生の偉大なる識見を味ひ、又其の思想を涵養する所の一助とせられるならば、實に著者の幸福である。

昭和十年八月

飯島忠夫

目次

目次

一 中朝事實の著作について……………二

山鹿素行が謂ふところの中朝とは日本のことである。素行は國史の事實を根據として、日本固有の倫理と政治とを説いた。それは普通の漢學者が倫理と政治とを以て支那から教へられたとするのに反對したのである。そして日本の道と支那の道とは同一のものであるが、其の實行に於ては日本が支那よりも遙に優れて居ることを認めた。素行は神道と儒教と軍學とを打つて一丸とし、其頃新に支那に勃興した滿洲朝廷の大勢力の壓迫に對して日本民族の自覺を喚起しようとしたのである。其の大思想の結晶が此の中朝事實の書である。

二 天先章——天地の生成と神人の發生……………三

中朝事實の第一章で、日本書紀によつて、天地の生成と神人の發生とを説き、日本の道の起原は此の處に存するものとする。即ち素行の哲學の部分である。

三 中國章——日本は眞の中國……………四五

中朝事實の第二章で、日本が眞に世界の中央に位する最も優秀なる國であることを論じたものである。

四 皇統章——天壤無窮の皇運……………六一

中朝事實の第三章で、天照大神から説き起し、大神が皇孫に下したまへる天壤無窮の神勅は、皇統連綿として永久に天地と其の徳を合したまふことを祝せられたもので、支那の堯舜禹が帝王の道として傳授したものと少しも異なることがないと論じて居る。そして又日本に支那の如き易姓革命の弊風が無いのは、天照大神、神武天皇の聖徳が堯舜禹よりも遙に廣大であつて、眞に至誠にましますのに因ると説いて居る。

五 神器章——知仁勇の表現……………七五

中朝事實の第四章で、先づ伊弉諾、伊弉冊、二尊が天神から授けられたまひし天瓊矛と、天照大神が皇孫に授けたまひし矛とを擧げて、此等の矛には必ず玉が伴ふことに注意し、日本の武徳は廣大であつて、決して殺伐のみものではないと論じ、次に三種神器を擧げて、それを知仁勇の表現と説き、尙特に神鏡の表現する知が君主の徳として最も重要なことを論じて居る。

六 神教章——人倫道德と學問思辨……………八九

中朝事實の第五章で、第一に伊弉諾、伊弉冊、二尊が、男女の別を立て夫婦の禮を定められたことを擧げて、人倫道德の基礎が茲に成立つたと論じ、第二に、二尊が素戔嗚尊に對して、無道なるものは天下の君たるべからずと仰せられたことを擧げて、君道が定められたと論じ、次に思兼神の深謀遠慮を擧げて、思によつて知慮を致し、兼によつて事物に通ず

るの必要を論じ、これによつて學問思辨の基礎が置かれたことを説き、
 尙天安河邊に群神を會して、衆議を盡されたことを擧げて、人君の自己
 を虚しくして群議を容れられることが大なる美德であることを論じ、又
 歴代の聖主が常に神鏡を禮拜したまふことの中に道徳修養の甚大なる意
 義が存在することを論じ、更に應神天皇の時に漢學を採用せられたこと
 を論じて、それを我國の度量の廣大なることに歸して居る。此の章は日
 本固有の學問の目的と其の方法とを説いたのである。

七 神治章——民の心を以て君の心と爲す……………二二

中朝事實の第六章で、日本固有の政治の本義を説いて居る。先づ天壤無
 窮の神勅の中に政治の大原則が示されて居ることを論じて、至誠なるが
 故に無窮であると述べ、次に、神武天皇の詔を引いて、時勢の宜しきに
 従つて制度を立てるのが治國の道であると論じ、それから、封建制度郡
 縣制度の優劣、農政、租税、地方長官等のことに及び、結論として、「國
 の本は民に在り、民の本は君に在り、君明なれば民安く、民安ければ國

治まる」と述べて居る。これは畢竟、民に同情ある政治といふことであ
 る。

八 神知章——人才の任用……………一三九

中朝事實の第七章である。神教と神治とに次ぎて、教と治とに當らしむ
 べき人才を見出すところの知を説く。人才を得なければ、治道は行はれ
 ないからである。そして天照大神の時に人才が最も多く出たことを論
 じ、更に神武天皇の時に文臣と武臣とを相並べて優遇せられたことを引
 いて、日本の道は文武に輕重を附けないことを理想とするもので、たと
 ひ武臣を先にし文臣を後にすることがあつても、文臣を先にし武臣を後
 にすることがあつてはならぬと論じて居る。

九 聖政章——政令と教化……………一五三

中朝事實の第八章である。我國の上古から行はれて居た政治と教育とを
 施すについての道を述べる。そして祭祀が重要な政治であることを論

じ、祭政教の一致を説いて居る。それから憲法の制定、地方の巡幸などのことに及び、終に政治の要道は、君主が身を修めて、以て政教を正しくするにあると論じて居る。

十 禮儀章——禮法制度

.....二七一

中朝事實の第九章である。治平の要は其の本は禮にあるといふところから、詳に日本固有の禮儀を述べ、先づ天と地との間に自然に成立つて居る秩序が禮の基礎であるといふところから説き起して居る。それから、國內の禮を詳に述べた後、外國交際の禮に説き及ぼして、聖徳太子が支那に贈られた國書に對等の稱呼を用ひられたことを讚嘆して居る。そして禮に並ぶものとして、音樂歌謠に關することを論じて居る。

十一 賞罰章——勸善懲惡

.....二〇七

中朝事實の第十章である。禮儀を能く行つたものを賞し、背いたものを罰して、或は奨勵し、或は懲戒せねばならぬ。そして最善の政治は賞罰

を用ひないで自然に治まる様にすべきものであるといふ説に對して、賞罰を公平に行ふことが最善の政治であると論じて居る。

十二 武徳章——尙武

.....二二七

中朝事實の第十一章である。我國の武徳の盛大なることを力説して居る。そして天瓊矛のことから説き起して、神代の初から武徳が如何に重んぜられたかを指示し、神武天皇の御武徳によつて神武不殺の兵を説き、又將帥たるものは知仁勇の三徳を兼備すべきことを説き、終に武力を用ひるのは霸道であつて王道ではないといふ俗儒の説に對して強い論駁を下して居る。

十三 祭祀章——天神と皇祖との合一

.....二二三

中朝事實の第十二章である。日本では天神地祇が同時に皇祖皇宗であつて、天地の神を祭ることと皇祖皇宗を祭ることが區別されて居ない。これが支那と異つて居るところであると論じ、そして天照大神を信奉す

るものゝ行ふべき道は、たゞ知仁勇を磨いて、君臣、父子、夫婦、長幼
朋友の五倫の道を行ふのみであると説いて居る。

十四 化功章——外國人の歸化 ……………二四七

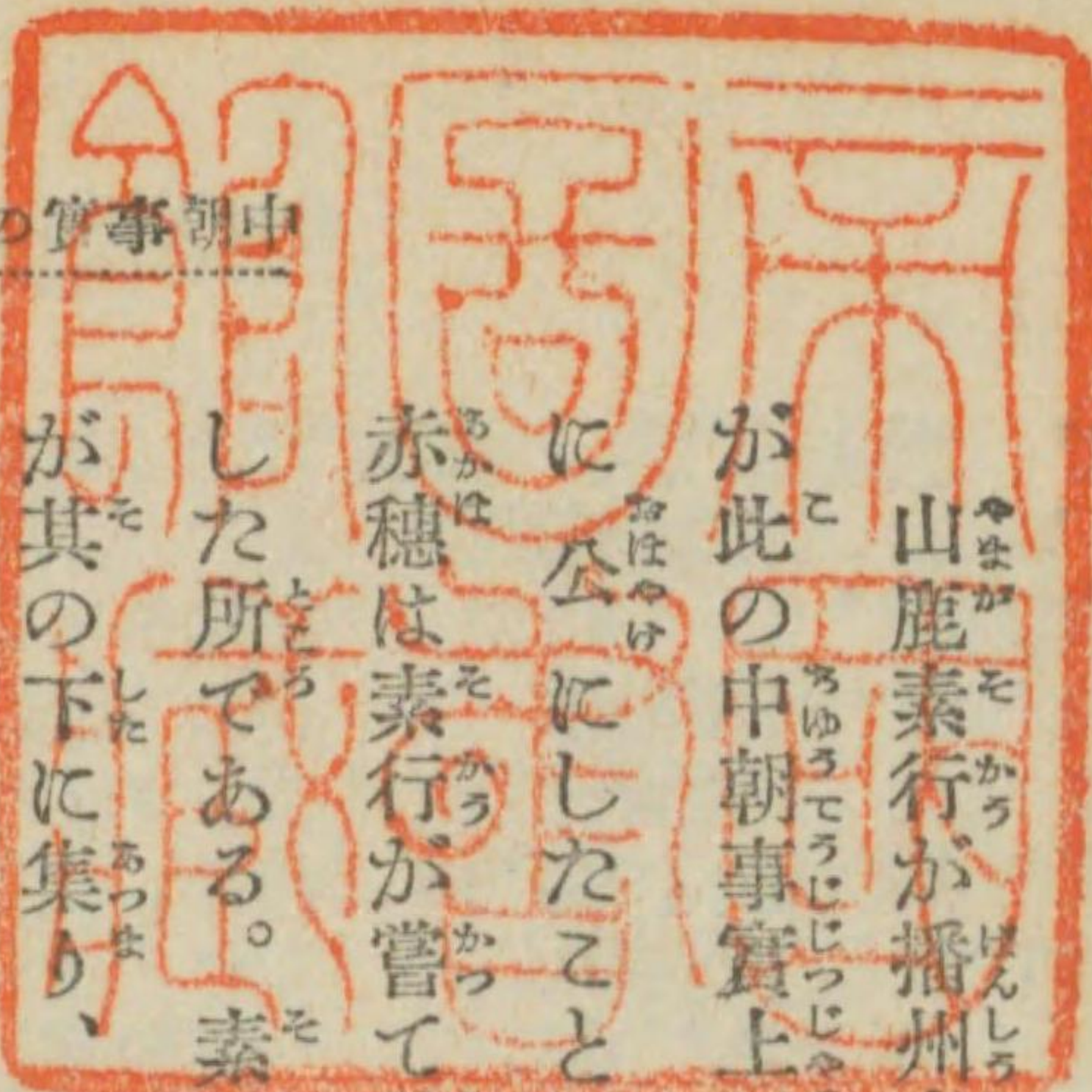
中朝事實の第十三章即ち最終の章である。我國固有の大道が太古からよ
く行はれた爲に、外國の人が日本天皇の聖徳を慕つて次第に歸化して來
たことを論述してある。そして「中華（日本を指す）の文明、聖王の治
教、天以て之に授け、人以て之に與するによるものにして、實に過化の
極功といふべきなり」と言つて居る。

十五 中朝事實附録について ……………二五三

素行が著したもので、十三條の疑問を掲げて、それに一々答辯を附した
ものである。其の中には注意すべき議論が多い。よつて其の大意を簡單
に説明して置いた。

中朝事實に引用せられた國史の本文

一 中朝事實の著作について



山鹿素行が播州赤穂の配所に於て寛文九年（二三二九）四十八歳の時に著したの
が此の中朝事實上下二卷である。素行はこれより三年前に聖教要録を著して世
に公にしたことによつて罪せられて、江戸から赤穂へ流されたのであつた。
赤穂は素行が嘗て其の藩主淺野長直に一千石の祿で招聘せられて、數年間滞在
した所である。素行は早くから軍學を以て江戸で名を揚げて居て、多數の門弟
が其の下に集り、山鹿流といふ一派を成して居た。淺野家に招聘せられたのも
主として赤穂城改修の設計をする爲であつた。其の頃はまだ徳川幕府の初で、
文學はあまり開けず、軍學者や武藝者のもてはやされる時代であつて、彼の由
比正雪などは此の氣運に乗じて、楠流の軍學を唱へて、多數の門下生を集め、

浪人でありながら、諸侯と肩を並べる程の勢力を振つて居たのである。正雪は遂に慶安四年(二三一)に幕府を顛覆する大隠謀を企てたが、其の事敗れて自殺した。素行が浅野家の家臣となつたのは其の翌年のことである。これは正雪の事件があつてから、幕吏の眼が多數の門下を有する軍學者などの上に光つたので、其の一身を保つ爲に暫く江戸から離れようとしたのであつたと推測される。

素行は元和八年(二二八)八月二十六日に奥州の會津で生れた。其頃の會津の藩主は蒲生氏であつたが、素行の父貞以は浪人として會津に住み、蒲生氏の優遇を受けて居たのであつた。素行六歳の時、蒲生氏は領地を取上げられたので、貞以は素行を伴つて江戸に移り、修玄庵と號して、醫を業とした。素行は非常な俊才で、早くから漢籍を讀み習ひ、九歳の時、林羅山の門弟となり、十四五歳の時には既に嶄然として頭角を見はした。其の後、甲州流の軍學を修め

神道を修め、歌學を修め、皆其の蘊奥を極めた。そして、二十五歳の時には松平越中守定綱の軍學の師匠となるまでに至つた。正雪の事件はそれより五年後のことである。

傳説によれば、或る時、或る大名の家で、正雪と素行とが出會つたことがあつた。此の大名は多分紀州侯であらうと推測される。其の時、正雪は素行が漢學に長じ又、軍學に精しいと聞いて居たから、素行に敬意を表したが素行はただ時候の挨拶をしただけであつた。其の事があつてから後の日に、素行は其の大名に、正雪の批評をして曰ふには、正雪の容貌は一癖あるものと認められるから、決して彼を近附けられぬ様にと曰つたといふことである。紀州侯は正雪の事變の時に、黒幕に居た大立物であると噂された人である。此の傳説は必ずしも信ずるには足りないであらうが、世間の人人がいかに素行を見て居たかを察することが出来るものである。正雪に尊敬される様な素行はまた決

して油斷の出来ない人物と世間から思はれて居たことが知られるのである。
 素行は明暦二年(二三一六)三十五歳の時、武教小學、武教全書の二書を著して
 軍學の弟子に授ける教科書とした。武教小學は武士道を説いたもので、漢文で
 書かれて居る。それは殆ど儒教的のものであるが、よく武士たるものゝ心得を
 説いてある。しかも其の中に、武士が漢學をしようと、とかく日本の風俗を忘れ
 て、冠婚葬祭の禮から衣服言語に至るまで支那風に模倣しようとする様になる
 が、それは甚だ不心得のことだと戒めて居る。又武教全書の自序には、文を崇
 ぶ者は武を輕んじ、武を專にするものは文を輕んずるが、文と武とは決して其
 の一方を廢すべからざるものであると言つて居る。軍學に儒教を取り入れ、其
 の上に日本精神を立てたのは、素行を以て其の最初の人とせねばならぬ。
 素行の儒教は、初は朱子學を學んだのであるが、後にはそれに満足すること
 が出来ない様になつた。素行は其の傍、老莊を研究し、佛敎を研究して、朱子

學が儒教の本旨に遠ざかつて、此れ等の學說に甚だ接近して居ることを悟つ
 た。朱子學は林羅山以來幕府の大學に於て教へるところのもので、それを學ん
 だ人が世間に擴がつて居り、保科正之といふ有力な大名は特に其の熱心なる信
 奉者であつた。素行は萬治三年(二三二〇)三十九歳の時赤穂の祿を辭してから、
 山鹿語類と名づける四十五卷の大部の著述をして、武士道を説き、尙其の中に
 朱子學の理論に對する詳細なる駁論を記して居る。寛文五年(二三二五)に父の修
 玄庵が病歿し、其の翌六年(二三二六)に聖敎要録を出版した。此の書は上中下三
 卷の薄い漢文のものであるが、それは山鹿語類の中にある儒教の理論の研究に
 關する部分の梗概を述べたものであつて、朱子學に對する駁論の要點は充分に
 盡されて居る。素行は朱子は勿論のこと孟子までをも棄て、直に周公孔子に接
 觸しようと言つて居る。保科正之は此の書を見て大に怒つた。それに、由比正
 雪以來幕府の役人等が素行を以て油斷のならぬ人物と注目して居た影響が加は

つた。そこで素行は此年十月急に江戸から赤穂へ流されることとなつたのである。

赤穂に謫居してから又多くの著述をした。其の中で特に注意すべきものは、寛文八年(二三二八)の謫居童問三冊と、寛文九年(二三二九)の中朝事實二冊と、延寶三年(二三三五)の配所殘筆一冊とである。謫居童問は國文で記してあつて、素行の思想の全體を見ようとするものにと取つて甚だ便利なものである。配所殘筆は素行の幼時からの學修の狀態と、其の思想發展の経路と、赤穂へ流された時の事情とを知る爲に最も必要なものである。そして中朝事實は素行の思想の結晶である。

素行が謂ふ所の中朝とは日本のことである。支那人が古來から自ら誇つて中華文明の國と稱し、四方の民族を蠻夷戎狄と呼んでそれを輕蔑して居たので、我が日本で漢學をする人々も亦それに従つて、支那を中華、中國と呼び、動も

すれば自國を東夷として自ら甘んじて居たのに對して、素行は我が日本の道徳が太古以來決して支那に劣つたものではなく、周公孔子の説いた所の儒教の精神は其儘太古から我が國に存在したもので、其の實行の上から言へば、我が國が支那よりも尙優つて居たことを主張し、此の點から見て、日本が寧ろ中華、中國と稱して然るべきものと認め、國史の記事によつてこれを證明しようとした。これが即ち中朝事實の書である。中朝とは中華、中國と言ふのと同一の意義であるが、特に中朝の字を擇んだのは、支那のことと紛れない様にしたのであらう。

素行は初め軍學者として武士道を説いた。そして武士道を輔翼するに儒教を以てした。武士道に於て最も重んずる所は君臣の大義である。自分の事へる所の君を以て無上の尊いものとして一身を君に捧げるのが武士道の極致である。一藩に於ては、武士に取つて其の藩主より尊いものはない筈である。若しも一

藩の武士が、他藩の君を以て其の君よりも尊いものと考へる様なことがあつては、武士道は立たなくなるのである。一番の團結力は此の如き思想から破壊される様になつて來るのである。一國に於ても其の關係は一番に於けると同様である。素行の時代は我が日本が外國と戦争をする様になるかも知れぬといふ心配の有つた時である。豊臣秀吉の支那征服の志が不成功に終つた後、清朝の太祖奴兒哈赤が滿洲の奥に勃興して、太宗、世祖の二代を経て、我が萬治二年（二三一九）素行が三十八歳の時には全く明を滅して支那全土を統一し、續いて康熙、乾隆二帝の隆治を開き、尙それより以前なる寛永十四年（二二九七）素行が十六歳の時には既に朝鮮を服従させて屬國としてしまつて居た。明の滅びる頃に鄭成功が臺灣に據つて、明の爲に清に抵抗して、援兵を我國に請はうとしたことがあつた。朱舜水が清朝の民にはならないと言つて我國に歸化したのは萬治二年（二三一九）のことである。山崎闇齋が其の門弟に向つて、若し支那から孔子を

大將軍とし孟子を副將軍として攻めて來たら、孔子の教を學ぶ諸君は如何なる態度を取るか尋ねた時に、門弟等は顔見合せて答ふる所を知らなかつたので、闇齋は聲を鋭くして、日本人たる自分は直に立向つて孔子孟子を捕虜としよう、これが即ち孔子の道であると言つたといふのも、此の頃のことであつた。熊澤蕃山も屢々北狄の侵略といふことを口にした。徳川幕府の初の頃に於ける隣國清朝の勃興は、我國に取つては、殆ど鎌倉幕府時代に於ける成吉思汗の忽必烈の勃興に劣らない脅威であつたのである。山鹿素行の軍學が、其の注意點を一たび我國の國防に向けた時に、中朝事實の著作は必ず無かるべからざるものであつた。

朱子學が素行の軍學的思想上に容れられなかつたのも當然の事である。朱子學は心を靜かにして敬に居ることを其の修養の要諦とする。武士道は活動を重んじ勇氣を貴ぶ。朱子學は勇氣を以て道徳中の稍劣等のものとする。素行の見る

所では朱子學や陽明學は佛敎老莊の類であつて、武士の修養には不適當のものであつた。武士は靜に心を鍊つて居るよりも義勇に邁進するものでなくてはならぬ。況んや、朱子學はまた清朝に於て採用して居るところのものであるから、素行は決してそれに盲從することを甘んじなかつたであらう。これが素行の朱子學から入つて終に朱子學を棄てた理由でなければならぬ。素行はそこで支那の古代哲學を研究して、それが朱子學の理論に合はないのを認め、終に孟子及び其の以後の思想を一掃して、直に周公孔子に接近したのである。素行は孟子の性善論に其の萌芽を發して朱子に成熟したと考へたところの抽象的靜止的なる道德論を排撃して、現實的活動的なる道德論を以て原始儒敎の眞意に叶ふものとした。そして此の見地からして原始儒敎の説くところが我國の武士道に合し、尙溯つては我國神代以來の精神に一致するものと主張したのである。ここに素行が嘗て學んだところの神道の智識が適用せられたのを認めるこ

とが出来てであらう。中朝事實は、大陸に於て大勢力が勃興したのに刺戟せられて、國民精神の振起に緊急なる必要を感じた素行の思想の中に、神道儒敎及び軍學の智識が完全なる統一を遂げた結果から産み出された著作である。されば現代に於て世界の大嵐が我國に吹きかゝる時、我が國民精神の確立を最も必要とする時、素行の中朝事實は有力なる指導を我等に與ふるものでなければならぬ。

素行が中朝事實に於て用ひたところの資料は主として日本書紀の應神天皇以前に屬する部分から抜き出したものである。それより以後の事實は特に必要なもの少しばかり取つて居るだけである。その理由は應神天皇以後朝鮮との交通が開けてそれによつて、支那の書籍が輸入されてからは、自然其の影響が書紀の記事の中にも加はつて居るであらうから、日本の上古の純粹なる國風とは言はれないものがあるといふのである。此の見方は一應尤もな様にも聞えるが、

日本書紀の性質を考へるときは必ずしも賛成することが出来ない。何故かと言へば、日本書紀の編述せられたのは奈良朝のことであり、其の時代には漢學が流行して居て、書紀の編者も漢文に通ずる人であり、書紀の文章もまた漢文であるから、たとひ應神天皇以前の記事であつても、また漢學の影響から全然脱出して居るものとは考へられないからである。素行より後の時代に發達した國學では、此の點に深く注意し、本居宣長の如き人物は、全く日本書紀を離れて新に古事記によつて日本上古の事實を探らうとした。それは古事記が純粹なる國語で訓讀される様に出來て居るからである。上古の事實は純粹なる國語を通じてのみ知り得べきものであつて、漢文では知り得られないとするのが其の主張である。これは國學者の主張が素行のそれに優つて居る所であると思ふ。素行には古代の國語の智識に於てもまだ徹底しない所がある。それは國學のまだ開發しない時代であつたから止むを得ない。

素行が原始儒教の哲學とするものは伊藤仁齋、荻生徂徠の唱へた古學の先鞭をつけたものである。此の古學の傾向は國學者の方面にも、また後期の水戸學にも採用せられた。自分は水戸學を前期と後期とに分けて考へようとするものである。前期の水戸學は光圀時代のもので朱子學を其の背景とし、後期の水戸學は齊昭時代のもので古學を其の背景とする。古學が朱子學よりも多く日本的なるものを持つて居ることは注意すべきことである。素行の古學は聖教要録が禁絶せられたので廣く世間に行はれず、中朝事實もまたそれを讀んだ人は稀であつたが、後期の水戸學は能く其の後を繼ぎて、其の組織を完成し、全國の學徒に絶大なる影響を與へた。自分は必ずしも、國學や後期の水戸學を以て素行の學統を引いたものと言ふのではない。しかしそれは、少くとも其の間接なる影響を受けたもので、其の思想は充分共鳴すべきものを持つて居ると信ずるのである。

中朝事實は上下二冊から成り、上篇は天先、中國、皇統、神器、神教、神治神知の七章に分れ、下篇は聖政、禮儀、賞罰、武徳、祭祀、化功の六章に分れる。其の初に自序がある。それは短い文章であるから、左に訓讀して見よう。恒に蒼海の窮りなきを觀る者は其の大なることを知らず、常に原野の畦なきに居る者は其の廣きことを知らず。是れ、久しくして狂るればなり。豈にただ海と野とのみならんや。愚（自分は）中華文明の土（日本のこと）に生れしも、未だ其の美なることを知らずして、専ら外朝（支那のこと）の經典を嗜み、膠々として其の人物を慕ひたり。何ぞ其れ放心なるや。何ぞ其れ喪志なるや。抑も奇を好めるか。將た異を尙べるか。夫れ中國（日本のこと）の水士は萬邦に卓越し、而して人物は八紘に精秀たり。故に神明の洋々たる、聖治の綵々たる、煥乎たる文物、赫乎たる武徳、以て天壤に比すべきなり。今歲冬十有一月、皇統の實事を編し、兒童をして之を誦

して其の本を忘れざらしむと云爾。
 龍集己酉（寛文九年のこと）山鹿高興謹んで誌す。
 素行が懐いた此の感想は、其の少年の時に於て漢學を好み支那の人物を敬慕したことを後悔して、大に日本人たるの自覺を喚起し、日本人に生れたことに無限の歡喜を感じたのであるが、其の自覺と歡喜との進るところ、遂に中朝事實の作となつたのである。今の西洋の學を爲す人々の中にも一朝此の種の感想に打たれるものが必ずあるであらう。これは悠遠なる太古に於て此の日本の國を肇められた皇祖の神靈の御力によるものに外ならぬ。此の御力は限りなき將來までに及んで、永遠に此の國土を守りたまふ所のものである。
 中朝事實には又短い跋文が附けてある。それは次の如くである。
 此の一編は、仁徳朝以下は其の尤なる者を擧げて、餘は姑く是を舍く。蓋し三韓來服の後、外朝の典籍相通ず。故に嘉言善行も亦た蹈襲の嫌あり。

況んや、異教（佛敎のこと）の太だ熾なる、神聖の道、竟に雜りて醇ならざるをや。今、往古の神勅を祖述し、人皇の聖敎を憲章す。唯だ、中華（日本のこと）の文物を懸象して天地と參せしむ。萬邦の并比すべきにあらざるのみ。

これは前に述べたところの、主として應神天皇以前の記事を取つた理由を述べたものである。

中朝事實には別に附録がある。それは假に、中朝事實の立論について、十三條の疑問を提出して、それに對する答辯を記したものである。それは大體本篇の中に既に述べられて居るものであるが、これによつて、應神天皇以前の記事を取つて、其れを讚嘆した理由がますます明瞭になるのである。

中朝事實が廣く世に知られる様になつたのは全く乃木大將の力である。此の書は元祿の頃一たび公刊せられたが、世に傳へる所は極めて稀であつた。明治

四十一年、乃木大將が學習院長であつた時、大に此の書を愛讀して、自ら資を投じて之を印刷に付し、知人に配られた。此の事が動機となつて、同四十三年文部省が國民道徳に關する講習會を開いた時、始めて教育者の間に知られる様になり、同四十四年、有馬祐政氏が訓點を附して、それを國民道徳叢書に收めて刊行してから世間に普及したのである。素行の思想の最大なる結晶が、約二百五十年の後に至つて、武士道の權化ともいふべき乃木大將によつて再び世に顯はれたことは、甚だ興味ある事實である。

素行は寛文六年（二三二六）から、延寶三年（二三三五）まで十年の間赤穂に謫居したが、其の間をば著述及び子弟の教育の爲に費した。其の弟子の中には赤穂義士として有名な大石良雄が有つた。延寶三年は淺野長矩が封を襲いだ年で、良雄は此時まだ十七歳の少年であつたが、良雄が後年に至つて實行の上に顯はした武士道の精華は實に素行の教育の力が其の基礎を成したものと認めねばなら

ぬ。素行は此の年、赦に遭つて江戸に歸つたが、其の後はあまり世間に出でず終に貞享二年（二三四五）九月二十六日、六十四歳で死去し、牛込榎町（今は辨天町）の宗三寺に葬られ、今もなほ大なる墓石が儼然としてそこに立つて居る。法號は月海院殿瑠光淨瑠居士といふ。それから約百五十年の後、吉田松陰がある。吉田の家は山鹿流の軍學を教授する家であつたが、松陰は嘉永四年（二五一一）に長州の萩から江戸に出で、素行の後裔山鹿素水の門に入つて學び、大に素行に私淑した。松陰は實に素行の思想の後繼者として最も注意すべき豪傑の士である。乃木大將が中朝事實を再び世に顯はしたのはまた同郷の先輩たる松陰の影響に由るものである。素行の學問、思想を研究しようとするものは、また決して大石良雄、吉田松陰、乃木希典の三傑士を忘れることが出来ない。素行の思想は脈々として維新の志士に傳はり、明治の皇道を輔翼するものとなつて居るのである。

素行は、名は高祐、又高興、字は子敬、通稱は甚五左衛門といひ、姓は藤原、氏は山鹿、曳尾堂と號し、又素行軒と號した。素行といふ號の意義については、朱舜水が素行に寄せた文章があつて、中庸の「君子素其位而行不願乎其外」といふ句を引いて居る。素行は、多分「日本人たる地位に素して、日本人たる道を行ふ」といふ考からして、此の號を用ひたものであらう。果して然りとすれば、中朝事實上下二篇の大文字は、此の素行といふ二字の展開したものであると言ふことが出来るのである。素行は實に「我は日本人なり」と叫んだのであつた。當時の外國崇拜の漢學者たちが驚いたのも怪むに足らないことである。しかし素行は決して漢學を排斥したのではない。漢學の長所を盡く消化して、日本歴史の事實の解釋に用ひたのであつた。

二 天先章——天地の生成と神人の發生

中朝事實の初には、皇統と記してあつて、それから第一章に入る。第一章は天先章と名づけられる。これは天地の生成と神人の發生とを説くもので、素行の哲學の部分である。天先といふのは、此の章の初に、日本書紀から引用した文が「天先づ成りて地後に定まる」とあるから、其の最初の二字を取つて此の章の題目としたのである。

此の章に引用した日本書紀の文は次の三條である。但し、それは本のままではなく、多少變形したところもある。

○天先づ成りて地後に定まる。然うして後に神聖其の中に生ず。國常立尊と號す。

一書に曰く、高天原に所生神の名を天御中主尊と曰すと。

○凡て神神相生し、乾坤の道相參つて化る。所以に此の男女を成す。國常立尊より、伊弉諾尊に至る迄、これを神世七代と謂ふ者矣。

○伊弉諾尊伊弉册尊、國中の柱を巡り、男女の禮を定め、大八洲及び海川山草木鳥獸魚蟲を生み、蒼生の食うて活くべきを致し、養蠶の道を教へ、諸神を生み、其分を定む。神功既に至り、徳も亦大に、靈運當遷とす。寂然に長く隠れましき。

これは、天地の生成と神人の發生とを説くところのもので、我が國の古典の叙述はここから始まつて居るのである。我が國の道を説くには、先づ此の點を明にせねばならぬ。それは天地の自然に従つて、神人の定められた道であつて、決して後世の智者が製作したものではない。我が國の道の起原は、實に天地の生成と神人の發生との際に存するのである。素行の精到なる識見は先づ此

の第一原理を捉へ來つた。素行は此の引用文の第一條について次の如き解釋を下して居る。

謹みて按ずるに、天は氣なり。故に軽く揚る。地は形なり。故に重く凝る。人は二氣の精神なり。故に其の中に位す。凡そ天地人の生ずるは、元と先後なし。形氣神は獨立すべからざるなり。天地人の成るは、未だ嘗て先後なくんばあらず。氣之を倡へ、形之に和し、神之を制するなり。蓋し草昧屯蒙の間、聖神其の中に立ちて、悠久にして變らず。是れ其の神を尊んで國常天中と號する所以なり。夫れ天道は息むことなくして高明なり。地道は久遠にして厚博なり。人道は恒久にして疆なきなり。天、其中を得て、日月明かに、地、其中を得て、萬物載せられ、人、其中を得て、天地位す。恒中の義は萬代の神聖が其の祚を正しうする所以なり。二神の迹は今知るべからずと雖も、竊に幸に常と中との二尊號を聞くを

得。これ本朝治教休明の實なり。天下の治は恒久にして、萬物の情、以て之を觀るべし。至誠息むことなくして以て其の中を制せば、禮乃ち明かなり、政恒なれば則ち變ぜず、禮行はるれば則ち犯さず。神聖の知徳は萬世の規範なり。

これは、日本書紀の神代卷の初にある天地開闢の記載に本づき、それに儒教の四書の中に編入されて居る中庸の説を加へたものである。神代卷の天地開闢説は如何なるものかといふに、先づ天と地との分れない以前はただ、どこもかしこも一様で限りなく廣がつて居る空氣の様なものがあつたのである。それは平等無差別のすがたを持つ活きたものであつた。その中に次第に輕くて清んで暖い氣と、重くて濁つて冷い氣とが區別されて來て、前者は上の方にたなびいて天となり、後者は下の方に沈んで地となつた。そこで天と地との間に神が生じた。此の神が國常立尊と呼ばれるといふのである。素行は輕くて清んだ



天の氣を氣と稱し、重くて濁つた地の氣を形と稱した。氣は氣體の意味であるが、それをエネルギーと考へてもよく、形は液體固體の意味であるが、それを物質と考へてもよい。素行は人間を以て、天の氣と地の氣とが結合して出來たものとする。これは支那の古代哲學で説く所のものに據つて居るのである。「人は二氣の精神なり」といふのがそれである。精神といふのは純粹にして靈妙なるはたらきをするものを言ひ、人を以て天の靈妙なるはたらきをする氣と地の靈妙なるはたらきをする氣とが結合して生じたものとするのである。精神は即ち「かみ」である。素行は國常立尊を以て最初に發生した人で、それが同時に神であるとして居るのである。素行は國常立尊と天御中主尊とを同じ神の異名と解釋して居るらしい。そして最初の神人が「常」と呼ばれ「中」と呼ばれて居るところに、重大なる意義を認めた。「常」とは恒久にして變ることがないといふ意義であり、「中」とは偏らずして正しいといふ意義である。これが中

庸で説くところの道に叶つて居て、最大の道徳的價値を有するものである。此の如き至高なる道徳を具へた最初の神人が國常立尊であり、天御中主尊であり、此の神人が開かれた日本の國は世界の中で最も貴い最も善い國であり、恒久にして變ることのないところに萬世一系の皇統の基礎があり、偏らずして正しいところに、日本精神の美しさ、日本の政治の優秀さ、日本人の禮儀の正しさの源があると説いて居るのである。これは本居宣長の説に甚だ接近して居るものである。

それから又第二條の神世七代のことについては、

謹みて按ずるに、次第の天神生々悠久の間、天地の實に因つて、以て此の皇極を建つるなり。この間庸愚の舌頭を容るべからず。

と述べて居る。皇極といふのは大道といふことであるが、また天皇の道即ち皇道と解してもよい。天地の實に因つて皇極を建てられたといふことは、神

人の定めたまへる大道は天地の自然に合した眞實のものであるといふことで、神世七代の間には眞理が其の儘に行はれたので、後世の凡庸愚劣の者共が自分の狭い智識によつて彼是論すべきところではないと説くのである。

それから、第三條の伊弉諾、伊弉册の二尊の御事業については、次の如く述べて居る。

謹みて按ずるに、伊弉諾、伊弉册は、陰陽唱和の發語なり。二神は陰陽の全集、故に以てこの尊號を奉るなり。蓋し草味悠久の間、天神生々の後、

二神初めて中國に立ちて、男女の大倫を正す。男女は陰陽の本、五倫の始めなり。男女あつて而して後、夫婦、父子、君臣の道立つ。二神終に大八洲を制し、山川を奠め、河海を導き、草木種藝し、鳥獸處を得、人始めて手工を得て、五穀を播き、桑麻を植う。而して蒼生の衣食居足る。既に足れば、則ち教戒なくんばあらず。故にこれを神聖に命じて以て其の境を有

つ。二神の功業萬世以て左衽を免る。丕に顯れたるかな、丕に承けたるかな。

これは、伊弉諾、伊弉册二神が、先づ男女の道を正しく定められたことを言ふのである。そして男女の道が五倫の道の本原であつて、これが正しく立てば、夫婦の道も、父子の道も、君臣の道も、兄弟の道も、朋友の道も正しく立つ様になると論じて居る。五倫とは儒教で用ひる語で、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五種の關係を指すものである。儒教では五倫の順序を君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友とするのが普通のことであるが、素行は易に「天地有りて然る後に萬物有り。萬物有りて然る後に男女有り。男女有りて然る後に夫婦有りて然る後に父子有り。父子有りて然る後に君臣有り」とあるのを參考して此の様に論じて居るのであらう。

素行はまた、二神が大八洲と海川山草木鳥獸魚蟲を生まれたといふ古傳説を

解釋して、大八洲の各地の區劃を定め、山川の位置を明にし、水路を治め、草木を植ゑ、鳥獸の棲むところを定め、農業養蠶の基を開かれたことと解釋し、又山川草木や國々などを支配する多くの神を生まれたといふことを以て、それの職分を定めて、訓示を下されたことと解釋した。素行の解釋に従へば、二神は始めて社會の秩序を立て、産業の基礎を置かれたのである。素行は口を極めて二神の功績を讚美して居る。

天先章の最後には次の論が記してある。

以上、天地生成の義を論ず。謹みて按ずるに、天地は陰陽の大極なり。陰陽甚だ其の用を殊にし、而して互に其根を交ふ。遠くして近く、近くして遠し。其の形とする所、五あり。いはゆる木火土金水なり。木火は陽にして、而して金水は陰なり。土は其の二を兼ねて而して其の中に位す。陰必ず陽を含む。故に水の形は柔なり。陽必ず陰を萌す。故に火の用は烈な

り。水火は象なり。金木は形なり。火は氣なり、純ら昇りて止まず。水は形なり、専ら降りて科に盈つ。陽の昇るや、陰必ずこれに従ひ、陰の降るや、陽必ずこれに従ふ。故に昇降も亦息むことなし。それ積氣の間、其の精秀は日月星辰となり、其の動靜は河漢風電となる。而して雲雨霜雷の用あり。夫れ地は形滓の凝りて以て土となり、其の積るや息まず、而して山岳丘陵川河谷澤、これを載せて辭せず。陰陽窮りなく、而して經緯あり、四時あり、日の長短あり、時の寒暑あり、一年一月あり、一日一刻あり、二十四節あり、七十二候あり、日月の蝕あり、氣盈朔虛あり、これ天地互に交り、以て千態萬變を爲すなり。人も亦萬物の一にあり、而して其の精を稟け、其の中を得。其の智の靈となるや、これを致すときは、則ち通ぜざるなく、其の徳の明なるや、これを盡すときは則ち感ぜざるなし。故に天地不言の妙を形容し、乾坤幽微の誠を模様し、以て歴象を造り、時日を

考へ、人物の極を定め、萬世の教を建つ。然らば乃ち天地は人倫の大原にして、神聖は天地の性心なり。人君仰ぎて觀、俯して察して、以て上下を正し、尊卑を定め、其の智を致し、其の徳を明にして、而る後、天地に參すべきなり。或は疑はん、天地心あるかと。愚謂へらく、既に其の形氣あれば、則ち未だ嘗て其の性心なくんばあらず。天地は息むことなきを以て心となす。故に消長往來して、終りて復た初まる。神聖は常中を以て心となす。故に常に彊めて其の徳を明にす。是れ天地と神聖と其の原を一にする所以なり。

此の議論は即ち神が人であり、人が神であることを説くもので、素行獨特の哲學である。素行は天先章の初に述べたところを以て自ら満足せず、更にそれを詳説して、此の章の結尾としたのである。天は氣であり、地は形である。氣も形も物質である。しかもそれは生命を有する物質である。人は天から來た部

分と地から来た部分との結合したもので、心のはたらきを有する。心のはたらきは智慧であり感情であり意志である。それは天の氣と地の形との持つ靈妙なるはたらきに外ならぬ。物質の作用の最も精妙なものが即ち心のはたらきであり、精神の作用である。素行の哲學では物質と精神とは分離することの出来ないものである。素行の哲學は唯物論でもなく唯心論でもない。言はゞ物心合一論であり、生命論である。そして人の外に神はなく、神の外に人はない。最初に發生した神は即ち靈智を具へた人である。これが國常立尊であり、其の繼承者が伊弉諾尊、伊弉册尊である。神代卷に見えた神を以て、皆人であるとしたのは、素行が殆ど其の最初の主張者である。後に新井白石もまた此の説を取つた。天地の現象は絶えず變化するものである。「天地は息むなきを以て心とする」といふのは其の意味である。變化するといふことそれ自體が、永久に變らない眞理である。其の變化して行く姿は偏らず、こだはらずして、中を得て居

る。これが即ち神人の心である。「神聖は常中を以て心とする」といふのは其の意味である。變化することは同時に常なるものであり、中なるものである。そこで「天地と神聖とは其の原を一にする」と言つて居るのである。

三 中國章——日本は眞の中國

第二章は中國章である。これは日本が世界の中央の國であつて、片ほとりの國ではないことを論ずるものである。此の章に引用した日本書紀の文は十三條ある。

○天神伊弉諾尊、伊弉册尊に謂りて曰はく、豊原千五百秋瑞穂の地あり宜しく汝往きて循すべしと。廼ち天瓊戈を賜ふ。

一書に曰く、豊葦原千五百秋の瑞穂の國は、大八洲未だ成らざる以前、已にこの名あり、而して形相なし、強て其の形に字して天瓊矛と爲すものなり。大八洲國は、即ち瓊矛の成る所、其の中心を號して、大日本日高見と曰ふ。大日本と名づくるものは、大日靈貴の降靈に由つての故

にこの名ありと。

北白田報房著
元元集卷九

ここに引いた本條は書紀に「一書に曰く」としてある部分である。一段低く記した部分は書紀には見えない。これは他の書から取つたものであらう。素行は天瓊矛を解釋して大八洲國の別名とするものである。そしてこゝに又大日本といふ國號の由來を説明して大日靈貴即ち天照大神が出現したまひしことに本づくものとして居るのである。此の條に附した素行の議論は次の如くである。

謹みて按ずるに、これ本朝の水土を謂ふの始なり。初め既にこの稱あれば則ち其の水土の美なることは議せずして之を知るべし。蓋し豊は庶富の言なり、葦原は草味の稱なり、千五百は衆多の義、秋瑞穂は百穀盛熟の意なり。天神の靈は通ぜざるなし。故に、水土の沃壤、人物の庶富、教化の以て施すべきを知りたまふ。夫れ其の機を知るの謂か。二神これに従ひて以て其の功を遂ぐ。其の繋る所、全く天神に在り。懿なるかな、本朝開闢

の義、悉く神聖の靈に因れり。是れ乃ち實に天之を授け、人之に與するなり。故に皇統億兆の系ありて、終に天壤と窮りなし。

これは日本の國土が極めて優れたものであることを豊葦原千五百秋瑞穂國といふ稱號によつて説明しようとして居るのである。素行は「豊」を人多くして物資の豊富であることとし、「葦原」をまだ開墾せられない以前の狀態を指すものとし、「千五百」を以て衆多の意義とし、「秋瑞穂」をあらゆる穀物が熟したる有様とした。「秋」の字は「千五百」の下に續けて讀むのがよいのであるが、素行はそれを切斷して瑞穂の上に附けて居る。「とよあしはらの、ちいほあきの、みづほのくに」と讀むのが正しいのである。素行は天神がかゝる優良なる國土を見立てて、伊弉諾、伊弉册二神に賜はつたことを讚嘆して、日本の始まりは天神の靈に因つたものであるから、皇統もまた天壤無窮の榮を有ちたまふのであると言つて居る。ここに天神とあるのは、素行の考から言へば、二神以前

の諸神を指して居るものであらう。

○伊弉諾尊、伊弉册尊、磯馭廬島を以て國中の柱と爲す。廼ち大日本豊秋津洲を生み、始めて大八洲國の號起る。

此の條に附して、素行は次の如く論じて居る。

謹みて按ずるに、磯馭廬島は自凝の島にして、言ふところは、獨立して倚らざるの稱なり。二神、天の浮橋の上に立ち、天の瓊矛を以て指し下してこれを探り、ここに滄浪を獲、其の矛鋒の滴瀝の潮、凝りて一島となる、これなり。「國中」とは中國なり。「柱」は建てて抜けざるの稱にして、恒久にして變らざるなり。「大」は相對するものなきこと、「日」は陽の精にして、明にして惑はざるの稱、「本」は根を深くし蒂を固くするなり。(素行自註の註に、或は曰く、大日靈貴の降りませるの地なるが故に此の號あり。)
「豊」は盛大の稱、「秋津」は其の形に象る。(素行自註に、蜻蛉を、ここに秋津と曰ふ。)
「大八洲」

とは其の始めに、八洲を生みたればなり。所謂土は陰の精八は陰の極數にして、八方を統ぶるの義あり。(素行自註に、後世天下を分けて五畿七道と爲すは乃ち八洲の義に合す。)
蓋しこれ本朝生成の初なり。凡そ地の洲あるは猶、天の星あるが如し。地は乃ち一陰水の相積りて而して其の間に、洲島の相顯るゝあること、天の積氣の裏に、星宿の相著るゝが如きなり。其の洲は或は連續して其の域を異にし、或は相獨立して其の洲を異にす。本朝、唯洋海に卓爾として、天地の清秀を稟け、四時違はず、文明以て隆んに、皇統終に斷えず、其の名實相應すること併せ考ふべきなり。日本を以て耶麻騰と號するものは、猶ほ山迹といふが如し。上古の人民は穴居野處し、専ら山に凭りて營窟を爲す、故に人迹山に在るなり。神武帝東征の日、其の山迹の多きに因つて、以て州を建て、都邑を設け、乃ち耶麻騰と稱號す。今の倭州是れなり。是れより耶麻止を以て天下の通稱と爲すなり。或は、倭國

と曰ひ、或は倭奴國と曰ふ。猶ほ吾國と曰ふがごとし。(素行自らの註に、吾をば、ここには倭と曰ひ、又倭奴と曰ふ。倭の音を以て假用す。外國之を知らずして、字義を以て論説するは、尤も差謬なり。)竊に按ずるに、其の耶麻止と稱する者は、神武帝の朝以後、史書追つて稱呼するなり。

「國中の柱」を以て中國の恒久にして變らざるの意義を寓したるものとするのは素行の解釋の面白いところである。「やまと」の解釋や「倭」と「倭奴」との解釋は、素行以前の説を取つたものではあるが、素行以後多くの異見が出て居るもので、此の解釋は必ずしも正しいと言ふことは出来ない。

○皇祖高皇產靈尊、遂に皇孫天津彦彦火瓊杵尊を立て以て葦原中國の主と爲さんと欲す。

これに附したる素行の論は次の如くである。謹みて按ずるに、これ本朝を以て中國となすの謂なり。愚按ずるに、天地

の運る所、四時の交る所、其の中を得れば、則ち風雨寒暑の會、偏らず、故に水土は沃にして人物は精なり。これ乃ち中國と稱すべし。萬邦の衆きただ本朝及び外朝(素行は支那を外朝と稱して居る)其の中を得て、而して本朝神代既に天御中主尊あり、二神國中の柱を建つれば、則ち本朝の中國たること、天地自然の勢なり。神神相生じ、聖皇連綿として、文武事物の精秀、實に以て相應ず、これ豈に誣ひてこれを稱するものならんや。素行は日本が中國といふ名に最もよく相應して居ることを力説して居るのである。

○神武帝神代の迹を繼ぎ、日向國宮崎宮に都して曰く、東に美地あり、青山四に周れり、彼地は必ず當に以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし、蓋し六合の中心かと。遂に東征して、初めて中州を平らげ、大倭國畝傍山東南檜原地を觀て、帝宅を經り始む。」

この條を引用したのもまた、「六合の中心」「中州」などの語に注意したからである。

○神武帝三十有一年、夏四月乙酉朔、皇興巡幸す。因りて腋上曠間丘に登りまして國狀を廻望て曰く、妍哉國獲つと。内木綿の眞進國と雖も、猶ほ蜻蜒の譬喏せるがごとし、是に由て始めて秋津洲の號あり。昔、伊弉諾尊この國に目けて、日本は浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國と曰ふ。後、大己貴大神目けて、玉牆内國と曰ふ。饒速日命、天磐船に乘りて太虛を翔行て是郷を眺て降りたまふに及んで、因りてこれを目けて虛空見日本國と曰ふ。

素行は此の條に見えた種々なる國號によつて、日本の國土の秀美なることを力を極めて説いて居る。素行が此の條に附した論の中には、「惟四海の間、唯本朝は外朝（支那）と共に、天地の精秀を得、神聖其の機を一にす。而して外朝

もまた未だ本朝の秀眞に始かざるなり」と曰つて、支那は國土が廣過ぎ、外敵の侵略に困み、海産物の豊富でないことなどを擧げて、支那が我國に劣る點である論じて居る。そして又、語を續けて、「獨り本朝は天の正道に中し、地の中國を得、南面の位を正し、北陰の險に背き、上西下東、前は數洲を擁して而して河海を利し、後は絶峭に據つて而して大洋を望む。每州悉く運漕の用あり。故に四海の廣さも猶ほ一家の約の如し。萬國の化育、天地の正位に同じし、竟に長城の勞なく、戎狄の膺なし。況んや鳥獸の美、林木の材、布縷の巧、金木の工、備はらざるなきをや。聖神稱美の嘆豈に虚しからんや」と言つて、我國は地理的に非常に優越の地位を占め、其上に物資が豊富であることを論じ、更に蒙古の忽必烈が支那を奪つた勢に乗じて我國に攻めて來たが却つて大敗を蒙つたことを述べて、我國の要害堅固なることを證した。これは素行が軍學の見地からして、觀察したことであつて、日本が現代の世界に於ても尙此

の形勝の地位を占めて、優越の勢を保つて居ることを考へれば、吾等は何とも譬へ難い感激に打たれるのである。以上は日本の國土が中國であつて善美なるものであることを論じたのである。

次に、代々の天皇が此の中國を如何に區分して統治せられたかを論ずる爲に崇神天皇と成務天皇の御事蹟を引用してある。崇神天皇の時には四道將軍を大和の都から四方に派遣せられて、服従しない者共を平定せられた。これによつて東海道、北陸道、山陽道、山陰道は悉く王化に霑ふ様になつた。成務天皇の時には山や川によつて國々を分け、村々を定められて、政治を施されたから、人民皆其の住居に安んずることが出来た。素行はそれに論を附して曰ふには、「凡そ村里は以て縣に統べられ、縣は以て郡に統べられ、郡は以て國に統べられ、國は以て道に統べらる。これ一より以て十に迄び、十よりして一に歸す。なほ身、臂を使ひ、臂、指を使ひ、一元氣の四肢百骸を周還するが如し。故に

天下の大なる、四海の遠き、王化通ぜざるなく、正朔受けざるなし。王畿は七道以て之を宗とするところなり。畿内は王室の小天下なり。畿内の制明かなれば、則ち七道風に随つて正し。これ乃ち北辰其所に居て衆星之に共ふなり。聖帝水土の制を詳かにすれば、百姓居に安んじて、天下事なし。萬世これに因りて以て損益す。帝の功も亦大ならずや」と言つて居る。行政區劃を定めることは政治を行ふ基礎である。そして皇居の附近の地の政治が地方の政治の模範となることを論じて居るのは、大に傾聴すべきものである。

次には、神武天皇が大和國橿原の地に皇居を建てたまひしことを引いて、帝都の意義を論じて居る。神武天皇が此の建都の時に下したまへる詔は、日本書紀に次の如く記してある。

當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭んで寶位に臨み、以て大元を鎮むべし。上は則ち乾靈國を授けたまふの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養

ひたまふの心を弘めむ。然して後、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲んこと、亦可からずや。夫の畝傍山の東南樞原の地を觀れば、蓋し國の塊區か。治るべし。

素行が之に附した帝都の論の中には、「帝都が四方の真中であることは、北極が天の真中であると同じである。帝都は必ず真中でなければならぬ。真中は精秀の氣のあつまる所で、陰陽は調和し、春夏秋冬の季節も狂はず、人民の落ちつく所、萬物の聚るところ、禮儀の標準は此處で定められ、武徳は此處から四方に及ぶのである。日本は始めから、中柱とか中國とかいふ號がある上に、神武天皇は中州を定め、塊區に都したまひ、これによつて、春夏秋冬の順序も違はず、土地は肥えて、人には禮儀があり、中州、中華の名實が相齊つて、建都の意義が大に備はつて居ると述べてある。

又、天神の宮殿の始として、伊弉諾尊、伊弉册尊が磯馭廬島に降りまして、

八尋殿を作りたまひしことを引き、更に神武天皇が、畝傍の樞原に底つ磐根に宮柱太しき立て、高天原に搏風高しりたまひしことを引いて、「これ人皇宮殿の始である。ただ正殿のみを構へたまひしことは、質素を旨としたまふ御心から出たことで、誠に萬代の模範である。後世に至つて、桓武天皇が平安の宮城を造りたまひし時は規模も廣大となつたが、それも時勢につれたことで、決して徒らに奢侈を愛したまひしのではない」と論じて居る。

皇都が出来て、それから四方を平定されることとなる。崇神天皇の時、四道將軍を任命せられたのがそれであり、景行天皇の時、武内宿禰をして北陸道及び東方諸國を視察せしめられたのがそれである。武内宿禰が歸つて來て、蝦夷のことを報告したので、日本武尊に勅命があつて、蝦夷を征伐せしめられた。成務天皇の時になつて、國や郡や縣にそれ／＼首長を任命せられた。これによつて地方行政の組織が整つたのである。

素行はそこで結論を下して曰ふには、

謹みて按ずるに、地は天の中にあり、中また四邊なくんばならず、而して其の中を得るを中國と曰ふ。言ふところは、天地の中を得ればなり。天地の中とは何ぞ。四時行はれ、寒暑順に、水土人物甚だ美にして、過不及の差なきこと、これなり。萬邦の衆き、唯中州及び外朝（支那を指す）のみ天地の中を得たり。故に人物事義大に異ならず、其の極（法則）を建てて以て聖教を致すこと殆んど符節を合するがごとし。蓋し土地あれば則ち國郡あり。國郡あれば則ち都鄙の分あり。而して王畿を設け、都宮を建て、道路を制し、四方以てこれに通じ、四藩以てこれに屏たり。故に其の規や、其の制や、未だ嘗て其の道を盡さずんばならず。凡そ上は天象に法り、下は地勢を詳にし、人物の計會を校へ、治亂の機を察し、以て其の禮用を致し、以て其の至誠を盡すときは、則ち遠近、都鄙、内外其の俗を同じら

し、其の利を通ぜざることなし。天下の大なるや、國郡の區、一舉すべからずと雖も、朝廷より邦畿に及び、王畿より四方に及び、四方より四疆に至ること、猶ほ一元氣の四支百骸を周流營衛して、而して以てこれを一胸臆に統ぶるがごとし。然れば乃ち、朝廷王畿は天下の規範にして、而して兆民具に瞻る所なり。豈に一人の私を縦にし、當時の治に伐りて、而して其の規制を致めざらんや。

これは、帝都が國家行政の中心であつて、地方の模範とするところであるから、充分に注意して、其の道德的效果を全くする様にせねばならぬことを論じて居るのである。素行の説は、日本を以て世界の中心に位するところの最善最美の國とし、帝都を以て日本の中心とし、此の中心よりして政治と教化とが四方に向つて及ぼされて行くべき道理があるとし、帝都及び其の附近の地の政治が最も道德的價値を具へねばならぬことを主張するのである。そして帝都の意

義を此の如く見るのは支那に於ても日本に於ても同一であつて、支那の學問が日本に輸入せられてから、日本に於て始めて知られたことではなく、それより以前に於て成立して居た固有の智識であることを神武天皇以來の事實に照して立證したのである。

四 皇統章——天壤無窮の皇運

第三章は皇統章と名づけられる。先づ日本書紀を引いて、伊弉諾、伊弉册二尊が共に議して天照大神を生みたまひしことを記して、「吾已に大八洲の國及び山川草木を生めり、何ぞ天下の主たるべきものを生まざらめやと。ここに共に日神を生みます。大日靈貴と號す。此子光華明彩して、六合の内に照徹る。」と述べて居る。それに添へて二尊が日神の後に生みたまひし月讀尊、蛭子、素戔嗚尊のことをも引いて居る。そこで論を附して曰ふには、

謹みて按ずるに、これ中國其の主を定むるの始なり。大日靈貴は即ち日神、伊勢州に鎮座したまふ所の大神宮、宗廟の嚴神、本朝の元祖なり。月讀尊は月神、これ又伊勢の別宮たるなり。蛭兒は攝津州、西宮社、夷

三郎これなり。素戔嗚尊は出雲州大社これなり。

凡そ氣聚り形生ずれば、則ち必ず其の精あり。これを心と謂ひ、これを性と謂ふ。これ其の主なり。天地相成つて、陰陽の精、懸象著明なる、これを日月と謂ふ。日月は天地の主なり。

人民の君長あるも亦然り。人民の精なるもの、以てこれに主となるべく、其の精を以てせざれば、則ち人と物とをして其の性を盡さしむること能はざるなり。

と言つて居る。素行は前に天地の生成を論じた所に「天地と神聖とは其の原を一にする」と説いた。日月は天地の心である。大日靈貴即ち天照大神は神聖なる君長にまします。日と天照大神とは其の御徳に於て合一したまふのである。是の故に古典に於ては天地の生成によつて、直に國家の生成を語り、日の姿によつて、直に天照大神の御徳を談つてあるのである。「光華明彩、六合

に照徹す」とあるのは懸象著明の意義と同一である。

素行は伊弉諾、伊弉册二尊が、天下の主たるべき天照大神を生みたまふに當つて、先づ共に相議せられたことに重きを置いて「蓋し二神の共に議したまへるは、其の事を容易にせざるなり」と論じ、又書紀の中に引いた一書に、伊弉諾尊が左手に白銅鏡を持ちたまひて、天照大神を生みたまふことを記してあるのによつて、「神鏡を以てする者は、明にして倚らざるなり」と論じ、そして「天神の靈なりと雖も、天下の主を生まんと欲するには、惟れ精にして惟れ一なること、以て之を見るべきなり」と言つて居る。この「惟れ精にして惟れ一」といふことは、至誠を籠めるといふことで、漢籍の書經の大禹謨に、舜が禹に傳へた言葉として、「人心は惟れ危く、道心は惟れ微なり、惟れ精、惟れ一、允に厥の中を執れ」とある文を應用したのである。そして尙論を進めて、竊に按ずるに、天神は天下の主を生まんと欲して、日神以て生ず。故に日

神を以て地神の大祖、朝廷宗廟の第一と爲す。然れば乃ち、歴代の聖主、二神の精一を守つて懸象著明の實を致さざれば、則ち豈に神明の統を承けんや。

と言つて居る。ここに天照大神を地神とするのは、日本書紀には無いことで鎌倉時代の頃から天神七代、地神五代など、言ひ始めたもので、神皇正統記にもまたそれを用ひて居る。その本は弘法大師の作つたと言はれて居るところの天地麗氣記といふ書にある。それを鎌倉時代の神道家が伊勢神道の書の中に採り入れたのである。天照大神は勿論天神であらせられる。素行が歴代の聖主が萬世一系の皇統儼然として傳へたまふのは、皆其の惟精惟一の御徳を具へたまひ、懸象著明の實を致したまへるに由るものであると論じたのは、儒教で説くところの君徳の極致と少しも異つて居ないことを明にしようとしたものである。大化の改新の時の詔に「惟神我子應治故寄。是以與天地之初一君臨之

國也。」とあるのは、御歴代の天皇が天照大神の御徳を其のままに御傳へあそばされて、日本國を御統治あらせられることを示されたものである。素行の論は此の惟神の道を説明したものと云ふことが出来る。

次に蛭兒と素戔鳴尊とを生みたまひしことを論じて、先づ或人の質問として如何なる故に日月以外に此の柔弱なる神と強暴なる神とを生みたまひしかといふことを擧げ、それに對する答として「天地の間には善も惡も共に成立するのであるから、伊弉諾尊伊弉册尊が日神月神と共に此の二神をも生みたまひて、各方面を治めさせたまひしことによつて、天下は始めて安く、萬民は所を得るやうになつたのである。これは二尊が共に議せられた上の事であるから、俗學者が疑を挾むべきではないと言つて居る。此の論は深く味ふべきことと思はれる。天地の間には善と惡とが必ず相伴ふもので、これが眞理であると見た素行の論はただ善のみを擧げてそれを理想とし眞理とする朱子などの學説と大に異

つて居るところがあるのである。本居宣長もまた善と悪とについて素行に似た説を立てて、それによつて神道を説いて居る。

天照大神の御子は天忍穗耳尊であり、其の御子は瓊々杵尊であらせられる。此の瓊々杵尊を普通に天孫と稱し奉る。此の天孫が葦原中國の主として高天原から日向に降りたまうたのである。素行はそれに關する多くの箇條を用いて居るが、其の中で最も注意を加へたのは天照大神が三種神器を天孫に授けたまひ、そして天壤無窮の詔を下したまひしことであつた。それは次の文である。

一書に云ふ、天照大神乃ち天津彦彦火瓊々杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡草薙劍、三種の寶物を賜ひ、(中略)因りて皇孫に勅して曰はく、葦原千五百秋之瑞穗國はこれ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治らすべし。行焉、寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮なかるべし。

そして論じて曰ふには、

「寶祚之隆當與天壤無窮」の十字は、天孫の祚を永くしたまふことが天地の徳に合することを祝するなり。三種の寶物は乃ち天神の靈器にして、傳國の表物なり。其の寄すること甚だ重し。天照大神手に寶鏡を持ちて之を祝す。神勅至れり盡せり。聖主萬萬歳の嚴鑑なり。此の時、未だ教學授受の名あらずと雖も、謹みて此の一章を読み、以て其の義を詳にせば、則ち帝者が治を爲すの學は唯力を此に用ふるに在るか。異域の堯舜禹が受授の説も亦豈に此に外ならんや。

と言つて居る。これは、天壤無窮の神勅を以て、永久に天地と其の徳を合したまふことを祝せられるものと解釋して、支那の聖人なる堯舜禹が帝王の道として傳授したものと少しも異なることがないといふのである。

次に天孫降臨以來、一百七十九萬二千四百七十餘歳を経て、神武天皇が東征

せられ、六合の中心なる大和國に都を定めたまひ、辛酉の年の正月朔日庚辰に即位の禮を行はれ、これを元年とし、又皇后、皇太子を定めたまひしことを引いて、先づ即位の禮の意義について堂々たる議論を述べて曰ふには、蓋し即位とは何ぞや。天子、大寶の位に即き、人君、天に繼ぎ極を建つ。萬國以て朝し、元元（人民のこと）以て仰ぐ。四海始めて天子の以て崇ぶべきを知る。明德を中州に明にするの義なり。即位の大禮は、人君が綱紀を其の始に正しくするものなれば、豈に忽にすべけんや。これより代代聖主各々が此儀を正殿に行ふ。大臣左右に扶翼し、百官圍護して、以て天儀を拜し奉る。外國のいはゆる「正月元日、舜、文祖に格る」とはこれなり。（これは書經にある舜が即位した時の文を引用したのである。）元は始なり、本なり。元年は即ち即位の初年なり。其の根本を此に深くして、傾かず抜けざるの謂なり。此の時、既に歴數紀年あり。唐の曆本は百

濟の僧觀勒、推古の十年に之を獻じたり。（素行は神武天皇の時にもはや曆があつたと言ふのである。これは後に平田篤胤の主張するところと同一である。）これに續けて、また皇后、皇太子を定めたまひし意義を論じて曰ふには、皇后を立つるは男女の別を正し、嫡媵の辨を明にし、廢奪の失を懲すなり。太子を建つるは、父子の親を著はし、嫡庶の分を嚴にし、宗廟の統を固くするなり。と言つて居る。そこで即位と皇后を立てたまひしことと、皇太子を立てたまひしことと、三者を綜括して、故に人君、即位の禮を嚴にし、而る後、天下の君臣、其の分定まる。后妃の道を重んじて、而る後、天下の男女、其の別正し。建立の法を定めて、而る後、天下の父子親む。三つの者は人の大倫なり。三綱立ちて行はるれ

ば、則ち身修まり、家齊ひ、治平の功、坐して以て之を俟つべし。(治平とは治國平天下のことである。)

帝(神武天皇)皇極を人皇の始に建て、規模を萬世の上に定む。而して中國、明に三綱の遺るべからざるを知る。故に皇統一たび立ちて、億萬世之を襲ぎて變ぜず。天下皆其の正朔を受けて、其の時を貳にせず。萬國王命を稟けて、其の俗を異にせず。三綱終に沈淪せず。徳化、塗炭に陥らず。異域の外國豈に企望すべけんや。

と論じて居る。これは、神武天皇の時、君臣、夫婦、父子の三綱が確立せられて、修身、齊家、治國、平天下の基礎が定まり、それより萬世に互つて少しも動かないのは日本の美風であつて、支那よりは遙に優れて居ることを言つたのである。それから、支那と朝鮮とのことを引いて易姓革命の弊風を罵つて居る。

夫れ外朝は(支那を指す)姓を易ふること始と三十姓、戎狄の入りて王たる者數世、春秋二百四十餘年にして、臣子の其の國君を弑する者二十又

五、況んや其の先後の亂臣賊子は枚擧すべからざるなり。朝鮮は箕子が命を受けて以後、姓を易ふること四氏、其の國を滅して或は郡縣と爲り、(これは支那に滅されたこと)或は高氏滅絶すること凡そ二世、彼の李氏は二十八年の間にして王を弑するもの四、況んや其の先後の亂逆、禽獸の相殘ふに異ならず。

次にまた我國の君臣の分が一定して變らず、且つ外國の侮辱を受けたことがないことを述べて、それを天神人皇の聖徳の廣大なるに歸して居る。

唯だ中國は開闢より人皇に至るまで二百萬歳に垂んとし、人皇より今日に迄るまで、二千三百歳を過ぎて、而して天神の皇統竟に違はず、其の間弑逆の亂は指を屈して之を數ふべからず、況んや外國の賊竟に吾が邊藩を

窺ふを得ざるをや。後白河帝の後、武家權を執ること既に五百有餘年、其の間、未だ嘗て利背長距、以て場を擅にするを得、冠猴封豕、火を秋蓬に縱つゝの類無きにあらざるも、しかも猶ほ、王室を貴びて君臣の義を存す。是れ天神人皇の知徳、懸象著明なること、世を没して忘るべからざればなり。其の過化の功、綱紀の分、然く悠久にして、然く無窮なる者は、至誠より流出すればなり。三綱既に立てば、則ち條目の著はるること、治政の極致に在るなり。凡そ八紘の大なるも、外國の汎きも、中州の皇綱の化、文武の功に如くものなし。其の至徳、豈に大ならずや。

素行の意を推究すれば、天照大神、神武天皇の御聖徳は支那の堯舜禹湯文武などの聖人の徳よりも遙に優れて居るもので、それが支那に易姓革命があるけれども、我國には絶對に左様な事がない最大原因であるとして居るのである。それから皇統章の結論として次の如く記して居る。

以上は皇統の無窮を論ず。謹みて按ずるに、天下は神器にして、人君は人と物との命を繋ぐもの、其の與へ授くるの間、豈に一人の私を存せんや。皇統の初、天神以て之を授け、天孫以て之を受く。然らば乃ち、其の知徳天地に愧ぢずして、而る後、神器の與授を謂ふべし。凡そ天は言はず、人代りて之を言ふ。天下の人、仰ぎて歸すれば、則ち天之に命ずるなり。天下の歸仰する所は更に他ならず。唯だ天祖眷々の命にあるのみ。

これは、民心の歸する所は即ち天命に他ならざることを論じ、天照大神の天壤無窮の詔勅は即ち國民の永久に皇室に歸仰することと同一の意義であることを明にしたものである。此の天命と民心とを同一のものとして見ることは、儒教の經典たる書經の中にもまた明に記してあることである。

五 神器章——知仁勇の表現

第四章は神器章である。神器としては、先づ伊弉諾、伊弉册二尊が天神から授けられたまひし、天瓊矛と、天照大神が天孫に授けたまひし矛とを擧げている。そして矛には必ず玉が伴つて居ることに注意して、日本の武徳の廣大にして、決して單に殺伐なるもののみではないことを論じて居る。

謹みて按ずるに、神代の靈器一ならず。而して天祖、二神に授くるに、瓊矛を以てし、任ずるに開基を以てす。瓊は玉なり、矛は兵器なり。矛玉を以てするものは、聖武にして殺さざるなり。蓋し草昧の時、暴邪を撥平し、殘賊を驅去するは、武威に非れば、終に得べからざるなり。故に天孫の降臨も、亦矛玉自ら從ふと、これなり。凡そ中國の威武は外朝及び諸



夷竟にこれを企望すべからず。尤も由あるなり。

此の論中に、聖武にして殺さずとあるは、易經に神武而不殺とあるのに據つたのであらう。神武而不殺とは、論語に「仁者は必ず勇あり、勇者は未だ必しも仁あらず」とある様に、仁を實行する力の鋭いことを言つたものである。玉は仁に譬へ、矛は勇に譬へることが出来るものであるから、瓊矛は即ち仁者の勇を象つて居るものと解し得るのである。日本の武徳は仁者の勇である。これは太古以來の傳統を有する日本精神であらねばならぬ。單に暴威を振ふことは世界の歴史の上に屢現はれるものであるが、日本人には決して其の様なことがないのである。西洋人が我國を好戰國と言ふのは、我國に此の傳統的精神のあるのを知らないからである。

次には天照大神が天孫に授けたまひし三種神器を擧げて居る。そして論じて曰ふには、

玉は以て溫仁の徳を表はすべく、鏡は以て致格の知（大學の書で言ふところの致知格物の意）を表はすべく、劍は以て決斷の勇を表はすべし、其の象るところ、其の形はすところ、皆天神の至誠なり。此の時未だ三徳（知仁勇）の名あらず。而して自から其の名義を存するのみにあらず、又其の靈器の相備はるあり。唯この靈器あるのみにあらず、又此の靈器の成功あり。最も畏るべきの甚だしきなり。竊に按ずるに、三器は天神の功器、三徳の全備なり。聖主之を用ひて、内は其の睿心に鑒み、外は其の治教を制す。これ乃ち神代の遺勅なり。若し専ら三器を擁して、而も内に正しからざれば、則ち虚器にして靈用なし。若しただ性心を弄びて外を知らざれば（性心を弄ぶといふのは佛教や朱子學、陽明學などの唯心論的なるものを指して居るのである）則ち彫空にして神器なきなり。外朝の傳國の璽の如きは、中州の神器に比すれば同日にして之を語るべからず。蓋し皇統の受

授は必ず三種器を以てす。而して寶祚の長久なるを期し、傳國の信誠を表はす。聖主必ず殿を同じくし床を共にし、以て治平の道を崇ぶ。中州の渾厚なる、系連綿邈の無窮なる、皆神聖の致す所なり。

と曰つて居る。これは三種の神器を知仁勇の三徳が具體的に表現されて居るものとして説くのである。知仁勇は中庸の書に見えたる三徳であつて、至誠から發動するものと説かれて居るものである。これは儒教に於て大に貴ぶところのものである。三種神器は即ちまた至誠の大徳を具へたまふところの天照大神から授けたまひしものである。素行は此の如き性質を有する神器が、我國に於いて傳國の寶器とされて居ることは、支那の歷朝の傳國の寶器と同一視さるべきものではなく、非常に深い道德的意義を有するものであると論じたのである。これは頗る注意すべき卓論である。

次には特に三種の神器の中の神鏡について論じてある。そして他の玉と劍と

よりも神鏡が特に重んぜらるべき理由を述べて居る。その證として挙げたものは次の文である。

天照大神、手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒此の寶鏡を視まさんこと、當に吾を視るが如くすべし。與に床を同じくし殿を共にし、以て齋鏡と爲せと。

そして、論じて曰ふには。

謹みて按ずるに、神代の靈器一ならず。而して天祖ただ三種の神寶を以て天孫の表物と爲す。大神ただ寶鏡を以て神勅を詳にすること此の如し。蓋し鏡は本と明かなるべきの象あり。これを琢き、これを磨きて息まざれば、則ち日に新にして暗からず。襲藏深秘以て顧みざれば、則ち日に暗くして新ならず。猶ほ人君明かにすべきの質あるがごとし。これを致しこれを盡して止まざれば、則ち其の知、日に新なり。威を高くして下を遠ざけ

て以て規らざれば、則ち其の徳正しからず。夫れ人君の道、要は其の知を明かにするにあり。其の知明かならざれば、則ち寛仁と云ひ、果斷と云ふも、共に其の節に中らず。知至りて而して後、徳と云ひ勇と云ふ、以て之を行ふべし。古より人君を稱するに明暗を以てす。其の寄、重いかな。大神手に寶鏡を持ちたまひ、別に神勅を示し、以て床を同じくし殿を共にしたまふ。これ乃ち日に新に、日に彊めて以て息むなきの實なり。治教の義大なる哉。凡そ二神既に白銅鏡を以てし、大神の伊勢州に鎮座するも、亦た鏡劍これ従ふ。則ち乾靈大神の神慮はただ寶鏡のみ。其の重きことは劍璽の類にあらず。故に代代の聖主旦著に賢所を敬拜するを事と爲す。これ乃ち神勅に因るなり。

これは、君主がたとひ寛仁であり、果斷であつても、其の知が暗いときは、すべて其の程度を誤ることになつて悪い結果に陥るから、君徳の第一は聰明睿知

であつて、それを象徴して、天照大神が特別に寶鏡について詔を下されたのであるから、三種神器の中で玉よりも劍よりも鏡が一番重いと論じたのである。聰明睿知を磨くには日々に新にし、日々に彊めねばならぬ。それは丁度鏡に對する取扱方と同一で、棄てて置けば曇が生ずる。歴代の天皇は其の思召から旦暮に、賢所を禮拜遊ばさるゝのであるといふのである。此の、知を第一とすることは、また儒教の趣旨と同一である。大學の書には明德を明にすることを第一としてある。君主が學問を勉めて其の明德を明にすることによつて、修身、齊家、治國、平天下の實功が擧るのである。

崇神天皇の時までは、三種神器を宮中に祭られたが、此の天皇の時に、鏡と劍とをば大和の笠縫邑に移され、玉のみを宮中に御留めになつた。其の後、鏡は伊勢の宇治に、劍は尾張の熱田に鎮座せられる様になつた。此の時からして、改めて鏡と劍とを模造せられて、それを宮中に置かれたのである。素行は神器

を別の所に置かれた理由を論じて曰ふには、

天孫より今に至るまで、神勅に任せて床を同じくし殿を共にす。天下の承平久しくして、而して萬機の政令繁く、神と人との間、數すれば則ち瀆る。帝敬して之に遠ざかる。故に靈様に模して、これを溫明殿（賢所ともいふ）に安置し、神器を別所に崇め奉るも、亦た時宜の節にして、神と人と相去るの機なり。蓋し帝、鏡劍を改め模して、而して、璽を留む。神、（天照大神）劍を以て日本武尊（景行天皇の時、東征せらるゝ際）に與へて、而して鏡を留む。然れば乃ち、寶鏡は神の全體なり。神璽は人君の體とする所なり。寶劍は人臣の司る所なり。三般の神器、其の徳明なるかな。凡そ神は鏡なり。（素行自ら註して曰ふには、倭訓には神を以て加美と訓ずるが、それは加加美の中略である。しかし此の語原については尙多くの異説がある。本居宜長は神の名義は未だ思ひ得ず、舊く説けることと

も皆あたらざると言つて居る。故に天孫の後、天照大神と稱するは皆寶鏡なり。これ、吾兒此の寶鏡を視ること當に猶ほ吾を視るがごとくすべし。神勅に因るなり。然らば乃ち人君曰に璽めて息まざれば、君子の道長じ、小人の道消す。これ善く神を敬ひ、常に神を視るの實なり。而して寛仁の量を體し、親を親とし、賢を賢とすれば、則ち靈璽の徳、日に以て厚し。人臣四海の柄を執り、善く人情に通じ、淹滞を明かにし、禮を立て、政を正しくせば、則ち寶劍の靈威中らざる所なし。而して後、君臣相因り、天下の化行はる。而して三器の用虚しからざるなり。

と曰つて居る。素行は神器を別の所に置かれた理由を以て、神と人とは分離すべき時機となつた爲だとするのである。そして知を表現する所の鏡は神の全體であつて、仁を表現する所の玉は君の體とする所であり、勇を表現する所の劍は臣の司る所であると説く。然るときは、崇神天皇の時からして、仁が君徳の

主要なものとなつたと考へたのである。そして此の仁を實行せらるゝ爲には常に神を敬して怠りたまはざるを肝要とするといふのである。人なる天皇は神を敬せられることによつて、神の力を御身に具へたまふこととなるのである。神鏡の鎮坐したまふ伊勢の大神宮は即ち、此の意味に於て考へても、歴代の天皇の最も御尊崇あらせられる所であらねばならぬのである。又、臣下が君命を奉じて政治に當る時には、寶劍の靈威を體して少しも滯ることのない様に、さばいて行かねばならぬ。それは單に軍事のみではない。民政に當る時もまた此の覺悟を要するのである。

素行が此章の終に附した論の中に、次の如きことがある。

蓋し上古、其の人を賀し、其の徳を稱し、其の威を示すに、必ず玉劍鏡を以てす。仲哀帝の西征の時に、筑紫の伊觀の縣主なる五十迹手、賢木に三器を掛けて、穴門の引島に參り迎へ、因りて奏して言ふ、「天皇は八尺瓊

の勾れるが如く、曲妙を以て御宇せ。且つ白銅鏡の如く分明を以て山川海原を看行せ。乃ち是の十握劍を提げて、天下を平らげたまへ」と。又日本武尊の東を征するとき、大鏡を王船に懸く。これ乃ち往古の遺則なり。

此の五十迹手の言葉は、玉鏡劍の三器にそれ〴〵道德的意義を加へたのである。日本書紀の中に三器の道德的意義を明瞭に示してあるものはただ此の場合のみである。しかし此の記載があるによつて、上古には其の場合にも一般に此の種の道德的意義を添へて考へられて居たものと推測することが出来る。天照大神が三種神器を天孫に授けたまひし時にもまた五十迹手の言葉に類似した詔があつたといふことは北畠親房の神皇正統記に述べてある。それは鎌倉時代に出來たと推定されるところの神皇實錄、神皇系圖などといふ書に始めて見えるもので、此等の書は所謂伊勢神道（又は外宮神道）に屬するものであ

る。親房は伊勢神道を學んだ人であるから、それを引用したのであらう。神皇實錄などにある三種神器の文は殆ど全く日本書紀の五十迹手の言葉を記した文を取つたのである。故に神皇正統記にある天照大神が三種神器を授けたまひし時の詔は、明瞭なる根據があるとは言ふことが出来ないが、天照大神の神慮もまた此の如くであつたと推測し奉ることは必ずしも誤ではないであらう。素行が往古の遺則であると言つたのは至當の言であると思はれる。

神皇正統記には、鏡を正直の姿とし、玉を慈悲の姿とし、劍を智慧の姿と説いて居る。それを知仁勇の三徳に當てたのは、親房より百年ばかり後に出た一條兼良から始まつて居る様である。しかし昔の五十迹手の言葉をば、それを知仁勇の意味に解釋することは決して不當ではない。

中庸には知仁勇の三徳を以て誠によつて行はれるものとしてある。此の三徳を誠と合せれば、四徳となる。そこで吾人は希臘の哲人プラトンが唱へた四徳

といふことを聯想する。プラトンの四徳とは智慧と節制と勇氣と公正とである。智慧は理性によつて他を支配する徳であり、勇氣は理性に従つて奮起勇往する徳であり、節制は理性によつて感情と欲望とを統制する徳であり、公正は前の三徳が宜しきを得て活動する所に現はれる徳である。中庸で言ふ所の知がプラトンの智慧に當り、勇が勇氣に當り、誠が公正に當ることは論ずるまでもない。仁と節制との比較については、論語に「己に克ちて禮に復る（復むとも讀む）を仁と爲す」とあるのに據れば、仁は自己の私情私欲に克つことであり、何によつて私情私欲に克つかと言へば、良心によつて克つのであり、良心は即ち理性と言つてもよいのであり、中庸にもまた「力行は仁に近し」と言つてあつて、力行は克己であるから、中庸の仁はプラトンの節制に外ならないのである。然るときは、中庸の誠と知仁勇とは、プラトンの四徳と全く合致するもので、道德に關する東西の思想は其の根本に於て共通の點があると言ふこと

が出来来る。且つ又、中庸の著者と曰はれる子思とプラトンとが其の生存年代を殆ど同じくすることは、實に奇縁と言はねばならぬ。中庸の誠と知仁勇とは永く儒教の徳目となり、プラトンの四徳は後に基督教に採用せられて居る。我國の神代より傳はる誠と知仁勇との教が非常に優秀なものであり、それを發揮することが大なる世界的價値を現はすべきことは、少しも疑ふべきものではない。嗚呼、神器によりて仰ぐべき神教の偉大なる、神徳の顯著なること、吾人はもはや、それを讚嘆するに適當なる言葉を見出し得ないのである。

六 神教章——人倫道德と學問の思辨

第五章は神教章と名附けられる。神の教として擧げられたものは、第一に、伊弉諾尊が男女の別を立て夫婦の禮を正したまひしこと、第二に、伊弉諾、伊弉册二神が素戔嗚尊に對して、無道なるものは天下の君たるべからずと仰せられたこと、第三に、天照大神が天の岩戸に隠れたまひし時に、思兼神が深く謀り遠く慮つて、大神を出したてまつる工夫を立てたこと、第四に、高皇産靈尊が、天神降臨の際に、多くの神神を召集めて、其の意見を問ひたまひしこと、第五に、天照大神が寶鏡を授けたまひし時に、吾兒、此の寶鏡を視まむこと當に吾を觀るが如くすべし云々と仰せられしこと、第六に、應神天皇の時、百濟の王仁を召して、皇太子菟道稚郎子に儒教の經典を學ばしめたまひ

しことである。

第一は、伊弉諾、伊弉冊の二尊即ち男女の二神が、磯敷廬島を以て國中の柱として、男神は左からそれを旋り、女神は右からそれを旋つて、一面に出會ひたまひし時に、女神が先に「あなうれしや、可美少男に遇ひぬ」と唱へられたのを、男神は悦びたまはずして仰せられるには、「吾はこれ男子なれば、先に唱へるのが道理に叶つて居る。如何にして婦人が反つて先に言ふか。不祥のことであるから、更に旋り直すがよい」と仰せられて、此度は男神が先に「あなうれしや、可美少女に遇ひぬ」と唱へられたといふ一條の話を根據としたのである。これについて素行は論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ天神教學の義なり。陰陽唱和（書紀には伊弉諾尊を陽神、伊弉冊尊を陰神と書してある）の道は、天地至誠の實なり。陰神先づ唱へて、陽神以てこれに教へ、陰神過を改む。其の教學の義甚だ明か

なり。天地の間は、陰陽に外ならず。人倫の大綱は端を夫婦に造す。陰陽和して、萬物育し、夫婦別ありて、五典（五倫の道）叙ぶ。萬化の本、一にこれを此に原づく。陽徳は天に合し、陰静は地に配す。而して後、神子生れて以て宇宙を主るべく、以て宗廟を承くべし。夫れ二神この禮を正し、萬福の原を教示するも、猶は選立の道を失ひ、狡媚の寵を蕩し、適賸の辨を失ひ、而して宮闈政に預り、外家權を擅にす。正始の道、王化の基其の繋る所、大なるかな。

これは、夫先に唱へて婦それに隨ひ、夫婦の間の秩序が正しく立てば、家も治り國も治ることゝなるといふことを論じたものである。儒教で言ふ所の夫婦の道も全くこれと同一である。素行は日本の神代から存在した教が優秀のものであつたことを先づ二神の唱和の條に於て認めたのである。夫婦が對等になつて議論をしたり、妻が先に立つて夫を率ゐて行く様なことがあつては、決して一

家の平和と幸福とは保たれないのである。

第二は、二神が素戔嗚尊の亂暴な行を咎めて「汝甚だ無道、以て宇宙に君臨べからず、固に當に遠く根の國に適」と仰せられて逐ひやられたところを引いたのである。素行はこれを本として皇太子を定める法則に論及した。素行が曰ふには、

謹みて按ずるに、二神が建立（太子を立てること）の謀を嚴にし、論教の法を正しうすること、此の如し。無道不可_三以君_ニ臨宇宙_一の九字は、萬世、太子を建つるの教戒なり。宇宙の洪き、人物の衆き、人君に因りて其の性を盡すことを得。人君正しからざれば、則ち政體中らず、政體中らざれば、即ち人民手足を措く所なく、品物天折し、災害並び臻る。所謂道とは、人と物との由りて行ふ所の名なり。人と物と由りて行ふべからざるときは、則ち善なりと雖も微なくして尊からず。人君此の道に由りて宇宙

を御せざれば、則ち人君にあらず。故に今、無道といふは、此の神を戒め以て後世に垂るるなり。蓋し太子を建つるは宗廟社稷を重んずる所以にして、天下の大義なり。ただ子孫の愛寵を思ひてしかも天下を忘れ、天下の大寶（天子の位のこと）を謀りて而も教諭を失はば、則ち二神が天下を公にするの心にあらず。此れを以てこれを戒むるも、なほ嫡庶の分を失ひ、廢奪の用を逞しくし、好惡の私に従ふあり。噫、神の一言至れり盡せり。外朝の聖賢が、世子建諭の原、千差萬別なるも、亦道あると道なきとにあるのみ。此に至つて此の道を言ふは、これ乃ち聖神教諭の實にして、後世の由りて行ふべき所なればなり。況んや陰陽の理に違ひて、以て姪兒を生むは、（女神が先に唱へたまひし時に姪兒が生まれたことを指す）これ天神が胎教の戒なるをや。

と曰つて居る。天下に君臨するには無道であつてはならぬ。大學の書にも、君

主自身しゆじしんの明德めいとくを明あきらかにすることを以て天下てんかを治さめる基礎きそとしてある。素行そかうは「無道不可だうふか以い君臨くんりん宇宙うちう」の九字くじの中に儒教じゆけうの説とく所ところと同一どういつの精神せいしんがあることを看取かんしゆしたのである。そして皇太子くわうたいしを教育けういくするについては尤もつとも徳育とくいくを第一だいいちとせねばならぬことを痛論つうろんして居るのである。凡おほそ教育けういくはすべて徳育とくいくを主しゆとせねばならぬのであるが、皇太子くわうたいしの教育けういくに就ついては特に深ふかく此點このてんに努力どりよくせねばならぬ。素行そかうの論ろんはそれを二神にじんの教戒けうかいに本もとづけたところに大なる力ちからがある。

第三だいさんは、天照大神あまてらすおほみかみが天岩窟あめのいわほに入り、盤戸いはとを閉とぢて幽居いうきよしたまへるによつて、六合りくがふの内常闇うちとこやみにして、晝夜ちゆうやの交代かうたいをも知らざりし時に、八十萬神やそよろづのかみが天安河邊あめのやすのに會合くわいがふして、其の禱いのるべき方法はうほうを計はかつたところ、思兼神おもひかねのかみが深謀遠慮しんぼうえんりよを以て、遂つひに常世とこよの長鳴鳥ながなきどりを集あつめて、互たがひに長鳴ながなきさせ、其の他た、手力雄神たぢからおののかみ、天兒屋命あめのこめいのみこと、太玉命ふとたまのみこと、天鈿女命あめのらづめのみことがそれ々々其の力を盡つくすこととなつて、それによつて、天照大神あまてらすおほみかみが磐戸いわとから復ふたたび出でられたことを引ひいて、思兼神おもひかねのかみのことを特に

論ろんじて居ゐる。其の論ろんの中に、次つぎの如ごとく述のべてある。

謹つしみて按あんずるに、これ神代思學しんだいしがくの義ぎなり。凡おほそ學がくは思おもひに成なり、思おもひは學がくに審つまびらなり。(これは論語ろんごに、學まなんで思おもはざれば則すなはち罔くらく、思おもひひて學まなばざれば則すなはち殆あやふしとあるのに併あせて考かんがふべきものである。)蓋けだし思兼神おもひかねのかみは神代思學しんだいしがく叡聖えいせいの神かみか。思おもひは兼かねぬるに在あり、兼かねぬざれば則すなはち思おもひ、臆おく説せつにあり。然しからば乃すなはち思おもひは内其うちそのの知慮ちりよを致いたし、兼かねは外其ほかそのの事物じぶつを盡つくすなり。宜むべなるかな、天安河邊あめのやすのの謀はかりごと、其の道みちを得えて、而しかして大神其おほみかみのの初はじめに復かへり、萬億世ばんおくせい其の幸さいはひを被かるは、此これ斯この民たみの直道ちよくだうか、一いつに思兼神おもひかねのかみに在あるなり。噫ああ、深ふかいかなこの謀はかりごと、遠とほいかなこの慮おもひんばかり。

今竊いまひそかに神代しんだいの説せつに因よりて以もつて聖學せいがくの道みちを演のぶるも、亦またこれに外ほかならず。夫それ人ひとの人ひとたるや、思おもはず學まなばざれば則すなはち禽獸きんじうに異ことならず。思學しがくせずして以もつて自みづから足たれりと爲なすときは、則すなはち猶なほほ闇室あんしつに物ものを求もとむるがごとく、手足しゆそくも

また措く所なし、況んや事物をや。今、其の道を修めんと欲せば、先づこれを思ふにあり。これを思ふは之を兼ぬるにあり。これを思ひ、これを兼ぬれば、則ち學習自ら存す。而もなほ有道に就きて之を正さずんばあらず。

萬世の今、此の一章を讀み、以て聖學の淵源は此の神の道に始終するを知る。其の誠の拵ふべからざることを、此の如し。

素行は思兼神の名義を、思ふことと兼ねることとの二つを併せたものと説くのである。思は心の中に思考すること、兼は外界の事物について充分にそれを研究することである、としたのである。外界の事物を研究するのは學である。

これによつて孔子の説く所の思と學との趣旨が具はつて居ると見たのである。中庸の書には、博く之を學び、審に之を問ひ、愼んで之を思ひ、明に之を辨へ、篤く之を行ふといふことを説いてある。思は思辨であり、學は學問であ

る。此の二つの者が備はらなければ、智識が徹底しない。智識が徹底しなければ、實行が確實にはならないのである。明治二年に東京に大學を設立せられた時、學問の神として、思兼神をそこに祭られたのも、素行の此の論と共鳴する所があるのである。

第四は、高皇產尊が天孫降臨の際に、八十諸神を召集して、廣く意見を徴せられたことを引いて、人君が自己を虚しくして衆人の言を納れられるのは大なる美德であることを論じたのである。明治天皇が國會を開設せられたのも、其の本源に溯れば、此の神代からの道に従ひたまうたのである。素行が曰ふには、

謹みて按ずるに、これ天神問學の義なり。人必ず長あり短あり。問ひて以て其の情を盡さしめて、各々其の至善に止まれば、則ち天下の美、これに歸す。若し己に従ひて欲を縦にし、短を護りて、言を塞ぎ、或は問ひて

而して其の兩端を盡さざれば、唯だ空しく問ふのみ。問ふことを好むの道は大なるかな。夫れ乾神の靈を以てして、問ふことを好みて遂に大功を成すを得たり。其の問ふことの審なるや、其の俯して衆言に順ふや、後の聖主が諫を求めて直言を納るるの戒、至れり。蓋し人君は九重の深きに位し、億兆の上に立ち、特に雷霆の威のみにあらず、特に萬鈞の勢のみにあらず、前には龍喉の鱗あり、後には鼎鑊の責あり、言はず、威さずして人民先づ懼栗す。況んや短を護りて諫を拒ぎ、嚴肅威猛を以てすれば、則ち言路何ぞ通ぜんや。抑も冕旒の目を蔽ひ、黈纆の耳を塞ぎ、出づるには警して、入るには蹕するをや。故に人に假すに顔色を以てして其の諫を導き、己を虚しくして以て之を採納し、其の言を待ちて獎進激勸して、天下の善を來らしむるは人君の徳なり。外朝の聖主もまた斯に従事せり。帝堯が咨ひて若ふこと、帝舜が問を好みて、四目を明にし四聰を達せし

こと、禹が昌言を拜せしこと、湯が坐して以て且を待ちしこと、周公が三王を兼ねんことを思ひて、善く萬化を経綸せしことは、併せて按ずべきなり。凡そ草昧の始に、軍機の要は、君臣評に議すと雖も思慮の失、舉措の間に、未だ嘗て其の過なくんばあらず。天神既に然り。後世豈に之を容易にせんや。其の戒を遺示する所又明かならずや。と論じて居る。廣く群議を盡し、萬機公論に決するの必要は、神代よりして既に認められて居るところである。そして君主が自己を虚しくして、能く衆言を容れることは、中庸の書にもまた帝舜の大知として標示するところである。大なる知とは決して自己の聰明を恃んで獨斷することではない。廣く意見を徴して、虚心平氣で、其の行ふべきか、然らざるかを判断し、其の最も適當と思つたところを實行することである。

第五は、天照大神が天忍穗耳尊に寶鏡を授けて、吾兒、此の寶鏡を視ま

さむこと當になほ吾を視るがごとくすべし、與に床を同じくし、殿を共にして以て齋、鏡と爲すべしと仰せられたことを引いて、「當になほ吾を視るがごとくすべし」とあるは、其の言は簡なれども、其の旨は遠く、堯舜禹の相授けた「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」の十六字と少しも異ならぬものであると論じて居る。其の論は次の如くである。

謹みて按ずるに、これ往古の神勅なり。當に猶視吾の四字は、乃ち天祖皇孫傳授の天教にして、千萬世皇統謹守の願命なり。其の言は簡にして、其の旨は遠し。堯舜禹の十六字と雖も、豈に此に外ならんや。蓋し人の子、恒に在すが如きの敬を存すれば、則ち怠惰の氣、終に張るべからず。或は始を克くして而して其の終を保たず、或は此に敬して而して彼に慢なるものは、日に遠かりてこれを忘れ、欲に従ひて慎まざるなり。其の祖を祖とするものは其の下を下とす。未だ其の祖を遺れて而して其の民を親むもの

あらず。

それから大に鏡の徳をたへて、更に結論を下して、

聖主は善く慎みて神勅を護る。靈鏡の徳を宗とすれば、則ち洋洋乎として神恒に在し、徳日に新なり。

と曰つて居る。素行は歴代の聖主が常に神鏡を禮拜したまふことの中に、道徳修養の甚大なる意義が存在することを認めて、萬世泰平の基礎がここに確立することを發見したのである。そしてこれは又、惟神の道に外ならないのである。皇道といふのもまたこれである。

第六は、應神天皇の時、百濟から王仁といふ學者が來て、皇太子菟道稚郎子に漢學を御傳へ申し上げたことを引いて、漢學が我國の教育に大なる貢獻をしたことを論じて居る。漢學の主要なる部分は何れも儒教である。素行の論ずる所は次の如くである。

謹みて按ずるに、これ中國が外國の經典を學ぶの始なり。學者は己を修め人を治むるを以て本を爲す。己を修め人を治むるの道は、人情事物に通ぜざれば、即ち其の誠を得ず。夫れ天神の生知は通ぜざることなく、天祖の明教は盡さざることなし。政に神武帝の洪基を建て、綏靖帝の至孝なる、崇神帝の一日を慎める、垂仁帝の矯飾する所なき、景行帝の雄謀なる、成務帝の競惕せる、皆これ乾靈の正徳に従ひて、大神の明教を釋ね、以て人物の情を詳にし、當世の急務を施す、天秩以て叙で、人物處を得。これ乃ち中州の學原、往古に著明にして、萬世以てこれに法るに足る。仲哀帝に及んで、住吉大神、寶ある國を賜ふ。神功皇后、親しく三韓を征し、三韓面縛して服従し、武徳を外國に耀かす。これより三韓毎年初聘し、獻貢舟楫を乾さず。故に外國の諸器及び經典具はらざるはなし。百濟王は懇歎の餘り、博士女工等を貢す。此に於て中州始めて漢字を知る。應神帝、

聖武にして聰達、博く外國の事に通ぜんと欲したまひ、王仁を徵して、典籍を讀ましむ。太子之を師とし、以て能く漢籍に通達せり。以上は我國に漢學が這入つて來た以前に、既に立流な道德が行はれ、政治が整つて居たことを論じたものであるが、尙語を進めて曰ふには、凡そ外朝三皇五帝禹湯文武周公孔子の大聖も亦中州往古の神聖と其の揆一なり。故に其の書を讀むときは則ち其の義通じて間隔する所なく、其の趣向猶ほ符節を合するがごとし。採摭斟酌すれば、則ちまた以て王化を補助するに足る。と曰つて居る。これは、我國上古以來の道は即ち人倫道德であつて、支那の聖人の道と少しも違つて居ることがないから、支那の儒教の書物は皆我が政治と教育との助になると説くのである。それから一つの疑問を設けて曰ふには、或は疑ふ、外朝は我に通ぜずして、而も文物明かなり、我は外朝に因りて

其の用を廣くすれば、則ち外朝我に優ると。

これは、支那が我國の學問の助を借りたことはないが、我國は支那の學問の助を借りたのであるから、支那が我國よりも優つて居ると言はねばならないであらうといふのである。これに對する答辯として、素行は、

愚按ずるに、否。關開より神聖の德行明教兼ね備はらざるなし。漢籍を知らずと雖も、亦更に一介の闕くることなし。幸に、外朝の事に通じ、其の長ずる所を取つて、以て王化を輔く。亦た寛容ならずや。

と述べて、それを支那が優つて居るといふことではなく、我國の度量が廣いからであるといふことに歸して居る。そして尙、言葉を進めて曰ふには、

何ぞただ外朝のみならんや。凡そ天下の間、詳に知り并に蓄へ、短を校へ長を考へ、用を待ちて遺すことなく、事に從ひてこれ適ふは、量の大なるなり。内外相持ち、人物以て成る。短を護りて長を拒ぐがときは、君

子の爲す所にあらず。況んや外朝は我と其の致を一にし、而して其の歴世尤も久しく、其の封域太だ廣く、其の人物の衆多、政事の損益、共に以て之を觀るに足るをや。是れ中州の八紘に冠たる所以なり。後世、勘合絶えて鄰交の好を修めざるも、亦我れ足らざるなきこと、并せて考ふべきなり。

と言つて居る。これは、我國の度量は非常に廣大なもので、支那ばかりでなく、世界の中の如何なる方面からでも、長所は盡く取り入れるのであつて、自國の短所を固執して外國の長所を拒絶する様なことは我國の道ではないと言ふのである。佐久間象山が、本朝の神聖の造國の道は己を棄てて人に從ひ、人から取つて以て善を爲すことを樂しむのであるから、支那の學問を採るべき時にはそれを採り、西洋の學問を取るべき時にはそれを取るのであると言つたのと同じの思想である。そして素行はまた我國の此の態度を以て、我國が世界

に於ける優越なる地位を占める原因であるとして居る。吉田松陰が長州から江戸へ出た時には、先づ素行の後裔なる山鹿素水の門に入つて、其の先代から家に傳へて居た山鹿流の軍學を補修し、又佐久間象山を敬慕して、それに就いて西洋砲術を學んだのであるが、松陰の心では、多分素行の見識と象山の主張との間に一脈相通するものがあるのを感じたのではあるまいか。松陰が素行のことを指して先師と呼び、象山を指して吾師と言つたのは、或は其の間の消息を示して居るものであらう。素行が若し天保、弘化、嘉永、安政の間に活動したとしたならば、象山の様なことをしたかも知れぬ。象山は東洋の道德即ち儒教と西洋の藝術即ち科學とを併せて修むべきことを主張し、且つ兩者の間に本質的の結合があることを認めた。素行の儒教哲學もまた西洋の科學と連絡し得べき傾向を示して居る。それは極めて實證的現實的なるものを貴ぶのであつて、朱子學が抽象的なる第一原理を説くのに反對して居る。象山は朱子學を

標榜したが、それは朱子學で窮理を重んずる方面があるのに賛成したのであつて、朱子學の抽象的なる部分を引き下して、天地萬物の中に宿らせてしまつて、それを古學の見方に接近させた。其の結果として易の理論と科學の理論とが本質的に結合し得べきことを主張したのである。象山が陽明學に反對したのは、陽明學が一心の中にある理法を直観することを重んじて、天地萬物の理法を研究することを輕んじたこと、即ち主觀に偏して、客觀を顧みなかつたことを非難するのであつて、此の態度はまた素行が陽明學に對する批評に於ても認められるのである。素行は日本の軍學を以て世に立つた。象山もまた西洋の兵學を以て世に立つた。素行は武士道を説いたが、それは儒教的のものである。象山は特に武士道を言はないけれども、砲術を學ばうとして來る門弟には必ず經書を授けた。松陰もまた象山から論語を教へられたと言つて居る。素行は中國、中朝を説いたが、象山はそれを説かなかつた。しかし「五洲を掩いて

皇朝に歸し、皇朝永く五洲の宗となるべきを理想としたのである。象山は國學者の議論を以て自國の短所を護り、外國の長所を拒ぐものとした。素行もまた「短を護り、長を拒ぐは、君子の爲す所にあらず」と言つて居る。しかし、素行はむしろ日本的であり、象山はむしろ世界的である。象山の主張と松陰の主張とが、後に至つて多少其の歩調を異にしたのは、松陰の思想が象山よりも素行の方に一層近かつたからではあるまいか。

素行は此の論の終に於て、

俗學末儒、中國を蔑にして、以て外邦を信ず。是れ耳を貴び、眼を賤むの徒が附益助長するの弊なり。

と言つて居る。これは外國の學問をした人が、動もすれば、外國の文化に惑溺して、自國のことを輕蔑するのに對して一大鐵槌を下したのである。外國の長所は、自己を空しくして、充分にそれを取り入れるべきであるが、自國を輕蔑

して外國を尊重することは、斷乎としてそれを排斥せねばならぬ。

そこで神教章の結論として、又次の様に述べて居る。

以上は教學の淵源を致む。謹みて按ずるに、學は效なり。其の不知不能を效ふなり。近きは見て之を知り、遠きは聞きて之を知る。人の生や、幼孩より壯老に至るまで、未だ嘗て教學に由らずんばあらざるなり。蓋し人の萬物に長たるは、知あればなり。知の靈なるや、思ひて通ぜざることなく、致めて盡さざることなし。故に其の小人たり、君子たるや、皆學の習ふ所に因る。夫れ火は燃ゆべきの質あれども、薪柴を用ひて、加ふるに風を以てせざれば、則ち其の威を長くすること能はず。水は流るべきの素あれども、卑下に因りて以て疏導せざれば、則ち其の源を深くすることを得ず。或は之を暴し、或は之を鑿たば、其の害、人物に及ぶは、豈に水と火とのみならんや。學の人に於けるや、愼まざるべけんや。

故に天神の生知、動いて感じ、言つて通ずるが如きも、猶ほ思兼の議謀の
 詳なることあり。天孫の降臨に及びては、神敕の嚴なることあり、神器
 の常に守るべきものあり、二神の以て輔養するあり。其の、身を修め人を
 治むるの道、至れり、盡せり。これ後世、聖敎の淵源にあらずや。
 或は疑ふ、中朝は書史に乏しくして、久しく學校進士の設を絶てり。故に
 人才未だ成るを得ざるかと。愚謂へらく、神聖は見て之を知りたまふ。後
 世は聞きて之を知るも、其の差謬せんことを恐る。記録相續ぐも、其の筆
 削は、聖人に非ずんば、未だ臆説を免れず。編簡日に盛にして、人は書を
 以て學と爲す。聖敎漸く隠れ、日用大に晦く、其の端を異にし、其の白を
 堅とし、而して空虚を彫り、氷水を刻す。況んや學校進士の設、其の實を
 得ざるときは、則ち詐偽を競ひ、利勢に趨らんのみなるをや。夫れ博識を
 以てすれば、則ち華夷の書を盡すとも、未だ多しとなすべからず、能く其

の道に通ずれば、則ち一言も以て少と爲すべからず。況んや史編の闕けざ
 るをや。
 史編の闕けないといふのは、日本書紀が存在することである。日本書紀によつ
 て能く日本の大道に通ずることが出来る。世界の書物を讀み盡したとて、それ
 で充分といふわけには行かない。神代にある敎學の淵源をよく味つて、身を修
 め、人を治める道を把握しなければならぬ。それは簡單な言葉であるが、學
 問の本義は充分に盡されて居る。ただ内外の多くの書を讀みたりとて、身を修
 め人を治める道に疎いやうでは、學問の本義を悟つたものと言ふことが出来な
 い。これが素行の學問に對する議論である。

七 神治章——民の心を以て君の心となす

第六章は神治章である。前の神教章は學問の本義を説き、此の章は政治の本義を説く。

最初に、天照大神が皇孫に下したまへる天壤無窮の詔勅を引いて、それに論を附して曰ふには、

謹みて按ずるに、これ天神治道の始なり。與ニ天壤無窮の五字は寶祚を祝して以て治平の道を盡すなり。夫れ天地は至誠にして息むことなく、悠遠博厚にして、物を覆ひ物を載せ、而してこの無窮を得。(天地の無窮であるのは至誠であるからである。)君子以て自ら彊め、以て徳を厚くせば、則ち往くとして利しからざるはなし。人君之を體して、四海を御すれば、則ち

萬國咸く寧し。これ天壤と窮りなき所以なり。(寶祚の天地と共に無窮であるのは、天皇が天地と同じく至誠の徳を體したまふからである。)と言つて居る。これは易經や中庸の理論によつて、天壤無窮の意義を解釋したのである。至誠は眞理の極であり、純情の極であり、偉大なる生命の力である。此の至誠の徳によつて、天地は長久であり、世界は永遠に治平を得るのである。政治の大原則は、まづ天照大神の詔勅によつて儼然として提示せられて居るのである。

素行は又、大己貴神が少彦名神を迎へて、共に力を戮せ、心を一にして天下を經營せられたことを引いて、大己貴神がよく謙虚の心で、少彦名神の助を借りて、大なる功績を建てたことを讃し、人君たるものは、自己の聰明を恃んで獨斷專行せず、自己を謙虚にして、賢者の言葉を聽かねばならぬことを論じて曰ふには、

天道は盈つるを虧き、地道は盈つるを變じ、鬼神は盈つるを害ひ、人道は盈つるを惡む。故に緩なれば必ず失ふ所あり、升りて已まざれば必ず困む。亨れば則ち盡く。これ謙徳は其の終を保つ所以なり。大己貴命、少彦名命の共に言ふところは、謙にして亨るの謂か。(これは易經の謙卦の語を用ひて説いて居るのである。謙卦には「謙は亨る。天道は盈つるを虧きて謙なるを益し、地道は盈つるを變じて謙なるに流れ、鬼神は盈つるを害して謙なるに福し、人道は盈つるを惡みて謙なるを好む、謙は尊くして光あり卑けれども躓ゆべからず、君子の終なり」といふ文がある。「亨れば則ち盡く」とは、亨るのは困しむことの反對であつて、亨ることによつて終を完了するといふ意味であらう。)

と。そこで以上の二つを合せて結語を下して曰ふには、
聖主、乾坤(天地のこと)の徳に法り、以て六龍に乗じ、下濟(謙卦の文

に天道は下り濟して光明なりとある。の謙に居り、以て四海を御すれば、則ち治教の道、應に天壤無窮なるべきなり。と曰つて居る。素行が易と中庸とによつて天壤無窮を解釋したことは、頗る注意すべきである。

次には、神武天皇が皇居を造營したまへる時の詔勅の中にある「夫れ大人の制を立つるや、義必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造を妨げん」といふ所を引いて、時勢の宜しきに隨つて制度を立てるのが治國の道であることを論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ人皇が中國を定め、極を立て、治道を詔したまふの始なり。大人とは聖人が位に居るの稱なり。制とは禮樂刑政の制なり。義とは損益沿革して、其の道を品節するなり。民を利するとは、人民が其の樂を樂み、其の利を利とするなり。聖造とは天祖皇孫が建てたまへる道

なり。蓋し天下の治は必ず時あり。時を知らざれば則ち大人の道にあらず。天祖皇孫永悠の際、土中既に定まり、天下大に造ると雖も、運は洪荒にあり、唯正を西偏に養ひ、以て皇系嗣興の時を待つのみ、帝勃起してこれを經綸し、初めて中州を制す。此の時に當りて、義必ず時に隨ふに非ざれば、急務の實を得ず。故に詔を下して實位に臨む。時に隨ふの義、大なるかな。帝、恒に國を授け正を養ふの志に拳拳として、民の心を以て心と爲す。(國を授け、正を養ふとは、此の詔勅の中に、上は則ち乾靈國を授けたまふの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひ玉ひし心を引むとあるのに據つたのである。)これ即ち民の父母たるなり。萬世この聖詔を以て制を立てれば、乃ち天下の蒼生を謬らざらんか。

と曰つて居る。義、必ず時に隨ふのは、また明治天皇が憲法を制定せられた大御心である。そして民の心を以て天皇の大御心とせらるゝことは即ち憲法の御

本旨であるとは拜察される。上は乾靈が國を授けたまひし徳に答へたまひ、下は皇孫正を養ひたまひし心を弘めたまふことは、神武天皇の昔も、明治天皇以來の今も一貫して易ることはないのである。寶祚が天壤と無窮であることは儼然として目の前に證據立てられて居ると言はねばならぬ。

次には、崇神天皇の四年に下したまへる詔勅、即ち、

惟我皇祖諸天皇等、宸極に光臨することは豈に一身の爲ならんや。

蓋し人と神とを司牧して天下を経綸したまふ所以なり。故に能く世、玄

功を闡め、時に至徳を流く。今朕大運を奉承して、黎元を愛

育す。何當にしてか、皇祖の跡に聿遵ひ、永く無窮の祚を保たむ。

それ群卿百僚爾の忠貞を竭して、並に天下を安んぜんこと、

亦可からずや。

とあるのを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、人君、大寶（皇位のこと）を私すれば、則ち天必ず與せず、故に災害並び起る。帝が天下を公にするの詔は、無窮の祚の、因りて成る所以なり。大寶を私するが故に群臣に議らず、天下を公にするが故に爾の忠貞を共にす。大なるかな、帝の徳や。宜なるかな、外國の朝貢するや。蓋し人君の治道は公と私との間にあり。苟くも富貴を以て一身に奉ずれば、則ち佞臣進みて、賢良日に疏まる。貴きこと天子たり、富、四海を有つも、宴安は其の心を狂はし、聲色は其の耳目を聳聳にす。此に當つて祖宗黎元の重きを顧みず、群臣諤諤の諫に因らずんば、殆ど茲の間に卓爾たり難し。故に其の謬は公と私との毫差にあり。而して其の流は四海の困窮に至る。天祿の安危、其の機、微なるかな。

と。これは、天下を治める道を以て、天子が皇位の富貴に驕らず、天下の治平人民の幸福を謀るを以て其の任務とし、能く廣く衆人の言を聽いて、其の忠貞

を竭さしめるにあることを論じて、崇神天皇が此の天下を治める大道を行ひたまへることを讚美し奉つて、此の詔勅の趣旨は儒教の説く所と全く一致することを示したのである。

次には、大名に領土を與へて、地方を分割して治めさせた封建制度の起原を論じて、其の證として、神代の時、大物主神と事代主神とが八十萬神を集合させ、これを帥ゐて天に昇り其の誠款を陳じたことを引き、次の如く曰つて居る。

謹みて按ずるに、これ封建を命ずるの義なり。大物主神、大國主神と同じであるといはれて居る。其の子凡そ一百八十一神ありて、以て天下を經營し、百姓大に其の恩頼を蒙る。其の功甚だ大なり。天孫降臨の時、八十萬神を帥ゐ、以て天に昇り、其の懇款を叩く。故に天神之を封建し、永く皇孫の藩屏となし、以て皇家を護り奉るなり。これより大神、大物主神

を大三輪神ともいふの孫、大にこの國に盛んなり。

封建制度は支那に於ても古代から存在したものである。

其の次に、景行天皇の時、七十餘人の皇子を皆國郡に封じたこと、彦狹島王を東山道十五國の都督とし、又、王の子御諸別王を以て後を繼がしめたまひしことを引いて、それを人皇封建の始と論じて居る。

其の次には、成務天皇の時、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置きたまひしことを引いて、これを以て天下郡縣の始と論じ、此の時からして封建の制度が郡縣の制度に變じたといつて居る。そこで、封建と郡縣との比較を論じて曰ふには、

夫れ封建は侯王を天下に封じ、以て王家の藩屏となし、巡狩（天子が諸藩を巡ること）述職（諸藩主が天子に入朝すること）の禮を行ひ、朝覲會同の儀を爲すなり。郡縣は侯公を邦國に封ぜず、國郡の司を立て、任限を以

て交替す。租税を以て公廩（政府の倉庫）に收め、諸子功臣に分ち賜ふ。竊に按ずるに、天下を平にせんと欲するものは、先づ其の國を治む。其の國を治めんと欲するものは、先づ其の家を齊ふ。家聚まりて邑縣をなし、邑縣聚まりて郡を爲し、郡聚まりて國を爲す。天下は郡の大集なり。故に封建と郡縣とは天下の治法なり。聖人の天下を治むるや、其の勢を量りて其の制を立て、其の義に隨ひて其の禮を詳にするが故に、封建にても宜しく、郡縣にてもよろし。暗主の天下に於けるや、之に反するが故に、封建にても宜しからず、郡縣にても宜しからず。然れども、其の法は未だ嘗て不可なくんばならず。愚謂へらく、封建は天下を公にするが如くにして、而して天下を私す。王侯を世襲せしむるが如くにして、而して王侯を害す。百姓を利するが如くにして、而して百姓を毒す。王室を護るが如くにして、而して王室に敵す、上に政令の正ありと雖も、下は必ず跋扈の

志を存す。これ悉くは其の人を得べからずして、一たび之を封ずれば、則ち天子速にこれを變ずるを得ず、執政直ちにこれを規すことを得ず。（これまでは封建制度の弊害を論じたのである。）郡縣の如きはこれに異なり。任限あり、交替あり、黜陟あり、輔佐あり、監察あり。其の任を移し易く、其の過を規し易し。上に政教の化なしと雖も、下に尾大掉はれざるの失なし。故に人を撰びて以て任ずるは、これ天下を公にするなり、王公其の祿を坐食して、自ら險に據るの暴なきは、是れ王公を世々にするなり、罪を恐れて欲を逞しくせず、遷（榮轉すること）に志して吏務を勵むは、これ百姓を利するなり、土地辟け、人民庶きは、これ王室を護るなり。二者（封建と郡縣）の可と不可とは此の如し。而して之を行ふは天下の勢に在り。

これは郡縣制度即ち中央集権の制度を以て封建制度即ち地方分権の制度に優る

とするものである。素行の時代は徳川將軍の下に三百の諸侯を地方に封建した時代である。此の封建制度を以て郡縣制度に劣るとするときは勢、奈良平安の世の郡縣の政治を思はざるを得ない。幕府の盛時に於ける識者の説が既に此の如きものであつたとすれば、幕府の政治が廢せられて天皇の御親政となつた時、封建が止んで郡縣となつたことは當然の成行でなければならぬ。素行は、「之を行ふは天下の勢に在り」と言つたが、天下の勢は明治の維新に於て、郡縣の制度を行ふ機會を得たのである。素行より後の多くの學者は郡縣の制度を慕つた。勤王家と稱せられるものは皆それである。素行は此點に於ても實に勤王論者の先覺である。

素行の論は尙續いて居る。

中國の草昧の時、民各聚結陵蹠し、或は其の勇悍を恐れ、或は其の姦計に服し、或は其の惠施に懷き、以て之に屬して其の黨を立て、自ら封境を定

めて、相屯すること既に久し。天孫の降臨するときも亦民を易へずして治む。故に八十萬神を封建するは、これ己むを得ざるの勢なり。其後子孫漸く微にして、而して帝（成務天皇）が郡縣の制を行ふを得たるは、これ即ち天下の勢なり。凡そ封建一たび行はるれば、則ち郡縣となり難し。當時郡縣大に行はれ、王統連綿として、公室絶えざること、併せて按ずべし。外朝の制を考ふるに、上古より三王（夏殷周）に至るまで、皆封建を以てす。郡縣は暴秦の定むる所にして、李斯の奏する所なり。魏の曹元首、晋の陸士衡は封建を是とし、唐の李百藥、柳宗元は郡縣を是とす。二説の可否、諸儒一決せず。然も、封建を以て天下を公にすと爲し、郡縣を以て天下を私すと爲し、且つ暴王（秦始皇帝）これを定め、二世にして滅ぶるを以て凶例となせり。（儒者は周の禮を貴び、秦が經書を焚いたのを惡むから自ら此の様な論をする傾向がある。素行は儒者の言ふことに拘泥しない。）

今按ずるに、郡縣の如きは秦の強暴に非ずんば、一時の侯王を挫くを得べからず。其の制する所は古法に非ずと雖も、尤も治道の要を得たり。李斯の奏する所、始皇の行ふ所、其の實は天下を私するなり。故に其の制明ならず、其の法正しからずして、遂に亂賊の基をなす。これ宗元のいはゆる。失は政にあつて制にあらざるなり。

秦の始皇帝が郡縣の制度を創立したのは、尤も治道の要を得たものであると讚嘆し、それが二世にして滅びたのは、制度の悪い爲ではなく、政治を行ふ人の心が正しくなかつたからだと言じたのである。中央集權か地方分權かは、現代に於ても、或る程度に於て問題となり得るものである。素行の論は此の問題の解答について何等かの指示を與へるであらう。

次の數條は皆、農政のことを論じて居るものである。農業國に於ては農政が經濟の基礎である。其の初には、天照大神が保食神の頂から生じた牛馬と

願上から生じた粟と、肩から生じた蠶と、眼から生じた稗と、腹から生じた稻と、陰部から生じた麥及び大豆小豆とを見て、喜んで「この物は顯見蒼生の食ひて活くべきものなり」と仰せられて、それより農業、養蠶の事を始めたまひしことを引いて「謹みて按ずるに、これ百穀を播くの始なり。これより天下の人民、食以て給し、衣以て防ぎ、皆これ神の洪徳なり」と論じて居る。次には、天照大神が御自ら御田を設けたまひ、又神衣を織りたまひしことを引いて、

謹みて按ずるに、是れ天神が民の事を重んずるなり。夫れ天神の貴き、織るべきの人なきにあらず、而も其の事を躬らする所以は、但親しくその誠信を致し、以て神衣を爲るのみにあらず、これに先んじ、これに勞し、蠶織の艱難を備にし、盤中の辛苦を嘗めて、以て天下の農桑を帥るなり。蓋し人君躬ら耕し、后妃親ら蠶して、上帝の粢盛に供し、祭祀の禮服を爲

る者は皇極の無逸を建て、王業の大本を示すなり。後世に及び、祈年穀
神衣祭、神今食、新嘗會、大嘗會、皆農事を以て朝政を行ふなり。往古
の其の事を重んじ、其の誠を盡すこと、以て鑒みるべし。
我國古來の政治に於て、農業養蠶が如何に重く取扱はれたかは、此の論によつ
て、よく其の要領を得ることが出来る。

次には、神武天皇の詔の中にある、

恭みて寶位に臨みて以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けた
まふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘む。

といふことと、崇神天皇の六年の條にある、

百姓流離して、或は背叛するものあり。其の勢、徳を以て之を治め難し。
是を以て晨に興き夕に惕れて、罪を神祇に請ふ。

といふ文とを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、國は民を以て體と爲す。民勞るれば則ち國衰へ、民安け
れば則ち國興る。乾靈の授くる所の者は、則ちこれ蒼生なり。二帝恭惕す
る所、至れるかな。民は惟れ國の本なり、本固ければ邦寧し。故に或は中
國を制し、或は民に教を垂る。其の徳大なるかな。
と曰つて居る。民を安固にするは、實に國家興隆の基礎である。此の如き思想
は儒教で説く所のものと少しも違つて居ない。

次には、仁徳天皇が高臺に登りたまひて、民家に炊烟の起らないのを御覽せ
られて、三年間の租税を免じたまひ、其の後又、臺上に登りたまひて、炊烟の
起るのを御覽せられて、大に悦びたまひ、皇后に向はせられて、「朕既に富め
り。百姓の富めるは即ち朕の富めるなり」と仰せられたことを引いて、聖徳の
廣大なることを讚嘆して曰ふには、
謹みて按ずるに、これ民の産を豊にし、民の力を寛にするの極なり。そ

れ民の生を遂げ、性を盡すは、天下の人君に繋れり。一人を以て億兆の父母となる、君の道は厥れ惟れ難いかな。唯だ仁徳帝は其の任に勝るか。躬を儉にして、以て民家を賑はし、無告を救ひ、民の貧富を以て天子の貧富となす。曰く、「其れ天の君を立つるは、これ百姓の爲なり」と。然れば則ち「君は百姓を以て本と爲す」の詔は、實に人君が民を養ふの至戒たるものなり。故に宮室の造らるゝや、庶民子の如く來り、百姓罪を天に獲ることを懼る。吁、至れるかな、大なるかな。蓋し先に仲哀帝の早く崩ずるあり、神功皇后の西征あり、後、天地順ならずして、稔穀登らざるの患あり。君子徳を儉にして難を辟くるの義、亦た亨らずや。後世、民を賑はして土木の功を興すに、ただ此の帝の徳を以て規と爲さば、則ち大過なからんのみ。外朝の聖主、宮室を卑くして儉徳を貴ふこと、豈に此に過ぎんや。

次には、崇神天皇の時、天下治平したるによりて、更に人民を調査して、長幼の次第を定め、租税を賦課するの法を立てられたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ民の産を制するなり。既に庶く、既に富めば、未だ嘗て以て教へずんばあらず。(これは論語にある語によつたので、孔子は人口を増すことが第一段、それを富ますことが第二段、それを教育することが第三段の仕事だと言つた。)人皆欲あり、民はそれ蠢爾たり、情ありて節するを知らず、欲ありて制するを知らず。故に唯これを養ひて、制を加へざれば、則ちその身を保つを得べからず。専らこれを戒めて、以て養はざれば、則ち恒心を得べからず。撫育教導互に持し、而る後、家々給りて恥を知る所以なり。帝は民を養ふを以て心と爲し、心を導くを以て教と爲し、始めて調賦の先後を制し、長幼の次第を教ふ。其の化大なるかな。

と曰つて居る。

次には同じく崇神天皇の時「農は天下の大本なり」と仰せられて、農事を奨励する爲に多くの池を掘らせたまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ農の利を盡すなり。百穀を利するものは、水より大なるはなし。今狭山及び三池を浚くし、力を溝洫に盡すこと此の如し。これより歴代因り循ひて、水利を開き、非常に備ふ。垂仁帝、池を諸國に作り、景行帝相續いて力を竭し、百姓大に富み、天下大に平かなり。竊に按ずるに、外朝の周が、農を以て國を爲せるの後、此を重んずることは、漢の文景二帝に如くはなし。文帝曰く、農は天下の大本なりと。景帝曰く、農は天下の本なりと。先儒曰く、文帝此の詔あること三たび、景帝武帝も亦皆この言を以て詔の先に冠す。漢人古を去ること遠からず、猶ほ重んずる所を知る。今、帝の詔と更に異ならず。國に中外ありと雖も、

民事に倦々たるに至りては一なり。

と曰つて居る。農を天下の大本とすることは、支那と日本と少しも違はないといふのである。

次には、仁徳天皇の時に、治水の工事を起したまひ、掘江を掘り、堤防を築かせられしことを引き、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ民の害を除くなり。天地の間に、民の害を爲すもの、天には旱潦の災あり、地には河海の暴あり。人君、民を爲むるに志ある者、豫め備へ先づ謀りて、以てこれが制を爲さば、則ち其の災殆ど追るべし。これ人心の精一なる所、物以て勝つべきなきなり。既に其の害を除けば、則ち民の利百倍なるなり。帝甚だ民生を以て要となし、河を開きて以てこれを疏し、堤を築いて以てこれを塞ぐ。民以て子のごとく來り、神以てこれを佑く。故に隄岸の崩るるなく、泉源の涸るるなく、沙土の淤す

るなく、畛域の失はるるなし。吁、其の徳大なるかな。其の後、大に力を
溝洫に盡し、百姓寛饒にして凶年の患なし。況んや、橋路を爲りて以
て人民を利し、氷室を以て其の政を規改し、大に乾靈國を授くるの徳に
答ふるをや。

次には、天照大神が天邑君を定めたまひて、稻種を天狹田及び長田に植ゑ
させたまひしことと、成務天皇が、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、
百姓を治めたまひしことを引いて、民の長即ち地方の長官を建てることを
論じて居る。

謹みて按ずるに、これ天神と人皇とが民の長を建つるの始なり。凡そ物相
聚まれば、未だ嘗て長ありて以て之を統べずんばあらざるなり。鳥獸の群
すら、必ず其の先んずるものあり、況んや其れ人をや。民は其の業ありて、
業には必ず教あり。人は必ず欲あるが故に、其の教を知らざれば、則ち百

穀時に違ひ、稼穡節を失ひて、民は恒産を得ず。其の欲を制せざれば、則
ち鬪諍相起り、獄訟日に盛んにして、民以て死亡に至る。故に神の靈なる、
既に邑君ありて以て時の百穀を播かしむ。後世豈に忽にすべけんや。成
務帝、始めて國郡を分ち、封域を定め、造長は國郡に主となり、稻置は縣
邑を司る。宜なるかな、百姓居に安んじて、天下無事なること。

それから尙進んで、長官を設けるのは、皆人民の爲にすることであるから、
長官たるものは、よく民情を察して、それを治めて行かねばならぬことを論
じて曰ふには、

夫れ天の烝民を生ずるや、民、自ら治むること能はざるによりて、遂に之
が君あり。君の萬民を統ぶるや、獨り理むること能はざるによりて、之を
百官に付す。百官の理むる所、其の揆これ萬あるも、其の繋る所は
悉く民に在り。然らば乃ち、百官の設は、民の爲にすにあらずや、

人君の重きは、民の爲にするにあらずや。既に天が民の爲に己を立つるを知らば、則ち民を重んずることは、必ず民の長を選ぶを重んずるに在るなり。人、其の人にあらざれば、則ち官、明かならず。官、明かならざれば、則ち民情致すべからず。民情塞れば、則ち民の長にあらざるなり。後世、民安く國豊なるを得たるは、其の人を得たればなり。民苦しみ國衰ふることあるは、其の人を得ざればなり。故に郡主縣令を輕んずるは、是れ民を輕んずるなり。民を輕んずるは、是れ天下國家を輕んずるなり。天下國家を輕んずるは、乾靈が國を授くるの徳に背き、天孫が統を垂るるの基を廢するにあらずや。四方嘉靖の休と、萬國咸く寧きの化と其の機端ここにあり。

これは、國家を永久に安寧ならしむるが爲には、人民に直接する地方の大小長官の人物の選擇を慎重にせねばならぬことを力説して居るのである。

それから最後に、此の章の總括として、結論を附して曰ふには、
以上は治道の要を論ず。夫れ天下の本は國家に在り。國家の本は民に在り。民の本は君に在り。君明かなれば、則ち民安く、民安ければ、則ち國治り、家齊ふ。國家治齊なれば、則ち天下平なり。

と。ここに天下といふは、日本全體を指して居るので、今の國家といふ語に相當する。又、ここに國家といふのは、國と家とで、封建制度の時ならば、大名の領地と其の家とであり、郡縣制度の時ならば、地方の行政區劃と其の長官の家とである。そして「民の本は君に在り」と言つたのは、素行の用意を察すべきものである。中庸にも、「天下の本は國に在り、國の本は家に在り、家の本は身に在り」と言つて、君主の一身を修めることが天下を治める本であること述べて居るが、それを「國家の本は民に在り」といふ思想と巧に結合してある。そして更に語を進めて、君主の心得を陳べ、

人君は天下を以て大寶となし、拳拳服膺して、恒に守るべきの道を致し、失ふべきの過を顧み、神聖開端の誠に因りて以て之を擴充すれば、則ち天壤と與に窮無きなり。是れ治道の要は大都、人君の志を本とする所以なり。

と言つて居る。これは明に儒教的の議論である。

八 神知章——人才の任用

第七章は神知章といふ。知とは人物を鑑識することを指す。前に神教と神治とを説いて、それに次ぎて、教と治とに當らしむべき人才を見出すところの知を説くのは、順序の宜しきを得たものである。

素行は最初に、天照大神が天石窟に籠りたまひて、天地が常闇となつた時思兼神、手力雄神、天兒屋命、太玉命、天鈿女命がそれ〴〵謀を運らして、終に大神を出し奉つたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、この時、人才最も盛なるかな。凡そ事は、其の人を得ざれば、其の道明かならず。天地の常闇なるに當りて、非常の才あるに非れば、非常の功を得べからず。思慮以て其の謀を致し、大勇以て其の事を

遂げ、雄藝以て其の用を盡し、寛優以て其の道を盡し、而して後、大成すべきなり。八十萬神の衆きも、唯此の數神を得たるのみ。然らば乃ち才の得難きこと神代既に爾り。蓋し才の要は、知、以て遠く慮るべし。思兼神、其の任に中るか。仁、以て力め行ふべし。天兒屋命、太玉命これ其の人なり。勇、以て果斷すべし。手力雄神、天鈿女神これ其れを得たるか。三徳此に在り。故に洪基を復し、以て萬億世に及ぶ。才の美なること、至れるかな。

これは、天照大神の時に、知仁勇の三徳をそれく代表する人才が具はつて居たことを言つて、我日本建國の初に立流な人物が多く任用せられて居たことを讚嘆したものである。

次には、天孫が葦原中國に降臨せられる際、高皇產靈尊が八十諸神たちを召集して、先づ往かしむべきものは如何なる神を適當とするかを議せられ、衆言に順つて、天穗日命を遣はされ、天穗日命が三年を経ても復命しないので、更に諸神に謀つて、天稚彦を遣はされ、其後又、諸神に謀つて、經津主神と、武甕槌神とを遣はされて、葦原中國を平定され、それから後に、天孫が降臨せられたことを引いて、人才を登庸するには、よく衆議を盡すべきことを論じて居る。

謹みて按ずるに、これ天神が人を登庸することを慎めるなり。天神の靈なること、日の天に中するが如く、萬象畢く照し、片言乃ち通ず。これ其の神たる所以にして、而も衆議を盡し、俯して其の言に順へるは、舉錯を重んずるなり。夫れ人の質は、美才以て之を用ふべきありと雖も、徳を崇び惑を辨ぜざれば、則ち富貴威武聲色の場に卓立する能はず。二子(天穗日命と天稚彦をいふ)が或は大已貴に媚び、或は下照姬を娶ること、これなり。經津主神、武甕槌神は特に確乎として拔くべからざるの量あり。故

に大業を建てて以て復命し、尙ほ東方に退きて以て皇孫を防護す。(東方に退くとは、鹿島、香取に居ること) 其の、王の儻る所に敵して、天下の功を忘れざるは、大なるかな。凡そ時、天造草昧にありて、險中に動きて大に亨りて貞しき者は、大丈夫にあらざれば、之を得ず。人才の難き、人を知るの難き、後世豈に忽にせんや。外朝の先儒曰く、人を知るの難きは堯舜以て病となすと。孔子もまた言を聽きて行を觀るの戒あり。然らば乃ち、人を知ることば、中外以て之を重しと爲すは、宜なるかな。

次には、天照大神が皇孫に三種神器を賜ひし時、五部の神、即ち天兒屋命、太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命を添へて從はしめたまひしことを引いて、それを臣の才を選びたる始とし、且つ論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ臣才を選ぶの始なり。治を爲すの道は人を用ふるに在り。況んや草昧屯難の時なるをや。凡そ此の五神は既に中國に功あり、

今又防護して配侍す。蓋し世臣の舊徳功業已に時に見はれ、聞望已に世に孚あり。高山巨海の如くにして、其の風采以て具瞻するに足る。初め、運動の勞なくして、功の人に及ぶこと厚し。天神此の方を得て、皇孫依頼の任を付し、以て皇統を正しくし、以て其の正を養ひ、衣を垂れ、手を拱して、以て其の成を仰ぐ。何ぞ、強暴の服せず、雅俗の敦からざらんや。凡そ臣に文武あり、大小あり、親疏あり。一も闕くれば全からず。文武の大臣は經綸して康濟す。近親の侍臣は薰陶して涵養す。職重き者は安危の寄あり、職親しきものは習染の移ありと雖も、其の天下の本に繋るは一なり。此の章、五神配侍の事あり、別に二神(天兒屋命、太玉命)同殿の勅あり。是れ大臣を敬するなり。又、天忍日命は天孫の前に立ち、天鈿女命は以て近衛す。是れ雲路を披き、山蹕を驅るの時、武を右にし、文を左にして、威武を鳴らすの義なり。吁、其の人を得て、其の禮を正しく

し、其の道を致すの至れること、後世の企望すべきにあらざるなり。此の時、既に輔弼大臣近衛の職あり、以て天工人其れ之に代る。後の官を立て人に任ずること、忽にすべけんや。

君主が人才を得て、それを優遇することは、最も大切なことであつて、大臣を軽く視ることは道に叶はないことである。天照大神の時、大臣を優遇せられたことは、後世の法則となるものである。

次には、神武天皇が文臣なる天種子命と武臣なる道臣命とを相並べて優遇せられたことを引いて、我國の道は文武を相並べてあるもので、一方を重んじて、一方を軽んずる様なことがあるべきではないことを論じて居る。

謹みて按ずるに、此の時、文武の臣を以て相並ぶるなり。凡そ文と武とは猶ほ左右の手のごとし。陰陽相對して偏廢すべからず。ただ時の宜しきを以て先後を爲すなり。天孫の降臨より神武帝の時に及ぶまで、皆草昧屯蒙

の難き、武臣に非ずんば、其の創業を得べからず。故に其の之を先にし、之を賞すること、并せ見るべきなり。後世（平安朝時代を指す）文臣を重んじ、武臣を軽んず。是れ殆ど上古の神制に異なるなり。外朝の聖人が政を立てるにも、虎賁（武官）を以て三事（文官）に并論し、樞密（武官）を以て中書（文官）に并稱せり。況んや、中州は往古より威武を以て皇統を建つるをや。

素行は文武を並べるのを理想とはして居るけれども、また、我國では寧ろ武臣を先にして文臣を後にすることはあつても、文臣を先にして武臣を後にする様なことがあつてはならぬと考へて居るのである。

次には、崇神天皇の時、大彦命、武渟川別、吉備津彦、丹波道主命を四道に派遣され、之に印綬を授けて、將軍とせられたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、是れ武官の始なり。神代既に將帥の任あり。神武帝の時
軍帥の將あり。然も未だ名號に及ばず。今始めて將軍を以て印綬を授けて
四道將軍と號す。其の任尤も重いかな。

次には、景行天皇の時、武内宿禰を棟梁臣とせられたことを引いて、論じ
て曰ふには、

謹みて按ずるに、これ其の人を選びて、其の大職に任ずるの義なり。棟梁
の臣は、成務帝に距りて大臣と號し、武内之に任ず。此の後連綿として大
臣の號あり。終に三公の稱あるなり。蓋し大臣は一人に師範し、四海に儀
刑し、其の人無ければ則ち闕く。古來、其の重んずる所、此の如し。是を
以て、邦を經し、道を論じ、陰陽を變理するなり。其の上の爲にするや必
ず善を陳べ邪を閑ぎ、以て君の徳の爲にし、其の下の爲にするや、必ず
政を發し仁を施し、以て人の俗の爲にす。此の如きの人にして而して後

此の職に任じ、其れをして上は人君の道を輔け、下は四海の政を濟さし
むるなり。帝、武内の篤行に因りて授くるに大任を以てす。武内終に六世
を輔導し、風采凝峻、武儀巍焉たり。これは此れ壽考老成の人か。後世
大臣を任ずるの道、往古に蹈襲して、以て其の選を精一にせば、又、大過
なからんか。

次には、成務天皇の時、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、當國の幹了者
を取りて國郡の首長に任ぜられたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ國郡の司を選ぶなり。蓋し人君は民の父母なり。分
を以てこれを言へば、天壤のごとし。情を以てこれを考ふれば、心體の相
資くるがごとし。故に、深宮の内に居り、九重の上に坐すと雖も、恒に誠
求の實を存すれば、則ち守令の選、豈に忽にすべけんや。其の選、一たび
背かば、則ち億兆の民悉く其の殃を蒙る。人君敢て忍ぶべけんや。故に

其の精選、往古既に然り。後世これに因りて年限を正しくし、考課を慎み賞罰を明にし、相續きて、其の制、嚴なり。外朝の先儒曰く、郡守縣令は、民の師帥にして、流を承け、化を宣ぶる所なり。故に師帥賢ならざれば、則ち主徳宣はず、恩澤流れずと。愚謂へらく、守令は唯租税調賦を事として、禮教を以てせざれば、則ち政化の實にあらず。故に財賦を督し詞訟を理むるの間、禮教自ら敷き、風化興行し、而して俗自ら移り、民自ら敦し。而して後、守令の賢を稱すべきなり。

これは地方長官の任務が、ただ租税を徵集したり、裁判を行ふだけではなく、其の間に教育を施して、風俗を正しくすることに努力せねばならぬことを言つて居るのである。

次には應神天皇の時、武内宿禰の弟、甘美内宿禰が武内を讒言したので、天皇は武内を誅せんとしたまひしに、武内は自己の無罪を主張したから、天皇は

更に兩人に命じて探湯させて、罪の有無を明にせられ武内の勝となつたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、良臣と姦臣と相對し、君子と小人と相敵す。故に何れの世界にか姦臣なからん。蓋し奸讒の行はるゝは、未だ嘗て其の因とする所なくんばあらず。今其の遠く出づるを謀りて、(武内が都を離れて遠く九州に出で居た時に、甘美内が讒言したことを指す)以て其の心を盡蕩し、以て其の耳目を塗ぎ、陰狡の質を以て、瀾翻の辨を構ふ。況んや其の親戚なるをや。況んや其の兄弟なるをや。帝の過てるもまた宜ならずや。小人志を得て、君子屈を受け、鬼となり賊となる、營々たる青蠅、憤まざるべけんや。

これは奸臣の讒言を戒めたのである。人才を選んで之に任ずるの傍には、常に此の如き小人の讒言があることを、よくよく注意せねばならぬのである。

そこで最後に結論を下して曰ふには、

以上は人を知るの道を論ず。愚謂へらく、天下の治道は人を得るより大なるはなし。其の人を得ざれば、則ち勞して功なし。其の人を得れば、即ち垂拱して成を仰ぐ。猶ほ耳目四肢の聰明健強にして、心思これを使令するがごとし。明君は天に繼ぎて極を立て、良臣は君に代りて職を分つは、これ至誠の道なり。蓋し人を得るの道は、人を知るにあり。人を知ることが甚だ難し。之を知るには、内、其の知徳を主とし、外、其の言行を察し、之を試みることを久しくするにあり。至し純ら知を必とし、敏を貴び、言を以てすれば、則ち利口喋々として、其の俗、靡弊輕薄なり。純ら徳を必とし、篤を尙び、行を以てすれば、則ち沈黙唯々として、其の俗、墨面理遣す。

抑も任使の道は又易からず。親しければ、則ち瀆るゝの失あり、遠ければ

則ち塞がるの過あり。

夫れ其の人を得るも、用ひざれば、則ち人才必ず屈す。其の人を用ふるも其の制を致さざれば、則ち佞奸輩を窺ひ、讒者間を得るなり。臣士の登庸使令の艱なること、豈に偉ならずや。

或は疑ふ、近臣を知るは易く、而して遠臣を知るは難しと。愚謂へらく、近臣はこれを知り難く、遠臣はこれを知り易し。夫れ遠臣は人君の威を懼れて、大臣の命を重んず。故に其の爲す所、大に違はざるなり。近臣は君の親しきに褻れ、己の近きに慢りて、以て大明の間を察し、大臣の意に阿りて、以て其の膚を蠱み、其の心を蠱す。其の害太だ深し。人君の暴昏、古より未だ近臣の邪惡是非に繋らざるはなし。近臣知り易からんや。或は疑ふ、奸讒は行はれずと。愚謂へらく、人君の使令するや、其の禮を正しくし、其の制を嚴にし、以て其の道を致め、恒に教令し、恒に省察せ

ば、則ち臣竟に其の私を專にするを得べからず。若し一任して規さず、詳に命じて省みず、其の譽に従つて、而してこれを試みず、其の功を重んじてこれを察せざれば、則ち猶ほ新柱久しくして朽ち、清水も塞がれて穢るるがごとし。夫れ彼の罪ならんや。

これは人君が人才を知りて之を任用するについて、起るべき弊害を論じて、其の委曲を悉し親切を極めたものである。これもまた、儒教の説く所をよく適用したものと云はねばならぬ。

中朝事實の上篇はここまでで終る。

九 聖政章——政令と教化

中朝事實の下篇は六章に分れて居て、其の首章即ち上篇から通算する時は第八章に當るものは、聖政章と名づけられる。これは我國の太古から行はれて居た政治と教育とを施すについての道を説いたものである。

先づ、神武天皇の下されたる詔に、

今、運は此の屯蒙に屬ひ、民心朴素にして、巢に棲み、穴に住み、習俗惟れ常となれり。夫れ大人の制を立つるは、義、必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はん。

とあるのを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ政令の始なり。民心とは天下の人心なり。習俗とは

人皆習ひて以て俗と爲すなり。言ふところは、天下屯蒙にして。人心詐僞に與からず、穴に居り野に處りて、以て習俗と爲せるなり。今、帝、天に繼ぎ極を建て、以て天下の禮を正して、其の舊俗を新にせんと欲す。故に此の詔あるなり。人心の朴素なるは、善政に染み易きが如くにして、而も習俗の舊汗はまた變じ難し。時義、これ革まるの時また大なり。聖英の天縱なるにあらずんば、之を變ずるを得べからざるなり。

蓋し、政の要は、民心と習俗とを察するにあり。人心は必ず俗と化して、善惡以て成る。人君、政を立て、教を明かにして、之を率ゐれば、則ち民心化して、風俗成る。風俗の成るは、習熟の久しきにあり。習熟久しければ、則ち民其の然るを識らず。(自然になれてしまふ。)故に曰く、政の要は民心と習俗とを察するにありと。此の章、政教の大體を盡すと謂ひつべきなり。

これは政教を施すについての原則を説いたもので、民の心を知つて、善く導けば、舊い習慣を變じて、新しい習慣を作らせることが出来るといふのである。善く導くには、政を立て、教を明にしなければならぬ。質朴な人心は、容易に舊いことを棄てないものであるから、爲政者は深く政治と教育とに注意して、之を善導せねばならぬのである。それにつけても明治維新の際の政治家の苦心は如何ばかりであつたか、推測に餘あるのである。改進黨と保守思想とは常に對立するものである。保守すべきは保守して、其の間に改進黨の實を擧げることが大なる努力を要する。保守すべからざることを保守しようとするれば、改良進歩を妨害することとなるのである。如何なるものを保守するか、如何なるものを改革するかは、聰明卓識の人を待たねばならぬ。改革したものが、終に習慣となり、風俗となれば、更にそれを保守しようとする作用が生ずるのである。新しき習慣、新しき風俗を造るのは、政治と教育との力である。素行は

神武天皇の時、既に政治と教育との本義が明にせられて居たと論じて居るのである。

次には、神武天皇が天下を平定したまひし後、皇祖天神をまつて大孝を申べたまひしことを引いて、祭祀が重要な政事であることを論じて居る。

謹みて按ずるに、天下の政事は郊（天を祭る）社（地を祭る）宗廟（祖先を祭る）の祭祀より大なるはなし。夫れ人君は天地を以て父母と爲す。況んや、帝は乾靈天孫の統を承けて以て四海に臨みたまふをや。蓋し神に交るの道は誠にあり。至誠以て祭祀すれば、則ち鬼神の幽冥なるも亦格思（來ること）すべし。蕞爾（小さい）たる黎民も、至誠以て之を求むれば則ち感ぜざるはなし。故に往古、神祇の祭祀と朝廷の政事とは、其の義を二にせざるは、深いかな。（素行は自らこれに註釋を加へて、政の字の訓が祭事であるのが、其の證據であると言つて居る。）凡そ祭祀を主るものは

皆朝政を執ること、天種子命、神八井耳命の如き、これなり。帝、神勅を守りて、以て靈器を敬ひ、且つ天神を郊祀して、用て大孝を申べたまへり。其の兢兢業業として政教を慎みたまふこと、萬世の規戒なり。

祭祀が我國の政治と教育とに關して特に重要なものであることは、神武天皇によつて既に明に示されて居るのである。これは實に素行の言の如く、萬世の規戒となるべきものである。我が國の國體を論ずるものは、深くこれに注意せねばならぬ。祭政教三者の一致は實に我が國體に伴ふ特色である。そして素行はまた、他の處に於て、支那古代の思想も之に外ならぬことを論じて居る。そして我國古代の神道は、神を祭ることと政治を行ふことを同一にしたのであつて、後世の如く神道を政治と引離すことはなかつたと論じて、それは、支那の易經に「聖人以神道設教、而天下服矣」とあるのと異らないものであつたと説き、眞の神道は、支那の聖人の道と同じものであるから、儒教で言ふ所を參

考して、我國の神道の眞意義を闡明すべきものであると言つて居る。それは素行の當時の神道といふものが、佛教と混合したり、朱子學と混合したりして居るのに反對したのである。素行の此の如き儒教觀は、後の荻生徂徠の先驅を爲して居るものである。

次には、崇神天皇の時下したまへる詔に、

民を導くの本は教化にあり。今既に神祇を禮ひて、災害皆耗きぬ。然れども遠荒の人等、猶ほ正朔を受けず、これ未だ王化に習はざればか。其れ群卿を選びて四方に遣し、朕が憲を知らしめよ。

とあるのを引いて、教化の事を論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ行人（使にやる官）を發して、以て教を四方に施くの始なり。導とは啓迪くなり。教は化に至らざれば、則ち民と教と別る。民情化適して教成る。これを教化といふ。正朔とは王の曆なり。天下

皆正朔を受くること、其の天に事ふるに同じきなり。正朔受けざる時は則ち民、俗を異にす。王化とは天下皆其の教令を守り、其の三綱を正しくするなり。王化未だ習はざるときは、則ち民、意を異にす。憲とは法なり。憲章して以て人に示すなり。言ふところは、民皆此の心あるも、教化明ならざるが故に其の性を盡さず。之を啓迪するは教化に在り。鬼神を敬すると、民を教化すると、其の本は、至誠に出でず。而して鬼神は幽にして信あり、人民は習ひて駁る。故に鬼神に事ふるは敬を致すにあり、人民を治むるは教を盡すにあり。

帝、今憲章を建て、以て時月を考へ、禮樂制度を同じくして、以て民性を節し、道徳を一にして、以て俗を同じくす。

推古帝に及んで、聖德太子、憲法を定め、孝德帝、天下の政制を詳にし、天武帝、律令法式を定め、文武帝の朝に、淡海公（藤原不比等）勅を奉じ

て律令を撰し、終に萬世政令の標準となれるは、其の本皆此に基づく。帝の功も亦大ならずや。

これは、崇神天皇が始めて憲法を建てて、人民を教化したまひしことを説いて後世の憲法や律令の基礎がここに立つたことを論じたのである。明治天皇が憲法を定めたまひしこともまた崇神天皇にまで溯つてそれを説かねばならぬであらう。

次には、垂仁天皇の時に、殉死を禁ずるの詔を下したまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、殉とは人を以て亡に殉はしむるものなり。夫れ人君は民の父母なり。未だ父母にして其の子を愛せざるはあらず。亡に殉はしむるは、哀の過ぎて、愛の溢れたるなり。聖人の政、豈に之を用ひんや。此の時、古を去ること未だ遠からずして、人民情に従ひ、俗に習ひ、上下

以て行ふ。帝、制を建て法を改め、殉を止むるの詔あり。三十二年、野見宿禰、明器土梗（はにわのこと）を作りて之に易ふ。帝、大に其の徳を稱して以て土師の姓を賜ふ。これ民の父母たるの誠を擴充する所以なり。此れよりして、朝廷には亡に殉はしむるの制、また行はれず。帝の徳大なるかな。

竊に按ずるに、外朝には、始めに俑（死者と共に埋める人形）ありて、以て殉に至り、其の弊は、以て國を亂すに及べり。中國は始めに殉ありて、以て土物を作りて竟に殉を止むるに至る。其の風俗の渾厚なること以て之を見るべきなり。

我國の風俗の美しいことは、殉死を禁ぜられたことによつても知られる。これは支那が我國に及ばないところであると論じて居るのである。素行は、支那の儒教の長所は、皆我國に固有して居るものと同じであつて、其の實行の點に至

つては、我國が支那よりも優つて居ると考へて居るのであるから、機會ある毎に、それを論ずるのである。

次には、景行天皇が九州に巡幸したまひしことを引いて、地方の巡幸は政治の重要な仕事であることを論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ巡狩（地方巡幸と同じ意義）の始なり。此の時、熊襲反いて朝貢せず、故に此の幸あり。而して大いに西方の諸侯を觀せしめ

（拜謁に田て來させる）以て風俗を正し、制度を明にするなり。後又東方に巡狩して以て政事を定む。此の時、天下大いに定まり、封域以て建つ。

成務帝に迄りて、國郡縣邑の制、造長首渠の法、意に天下を定むること猶ほ一家のごとく、教化俗を同じくす。巡狩の道、大なるかな。

次には、仁徳天皇の時、茨田堤が壞れるので、武藏の人、強頸と、河内の人、茨田連、杉子の二人を殺して、河神に禱らうとしたことを引いて、古來の惡し

き風習が、此の時代にもなほ全く棄てられ得なかつたことを論じて、政治を行ふ人の戒とせねばならぬと言つて居る。其れは次の如くである。

謹みて按ずるに、妖神には人を殺して牲となすは、夷狄の習俗なり。これ天孫未だ降らざるの前、惡鬼妖怪の餘政なり。蓋し、堤を爲り、溝洫を設

くるは、人を愛するの道なり。神にして神たらば、非禮の祭を享けんや。帝、夢寐の妖を信じて、以て人を用ひて河伯を祭る。噫、何ぞこれ惑へる

や。夫れ帝の聰明儉徳にして、天下の太平無事なるは、後世の企望すべき所にあらざるも、なほ鬼神を信ずるは、杉子の淺謀にして以て神の妖僞を

知るに如かず。此の失はいづこに在りや。唯だ思辨の道、其の誠を盡さざるのみ。人君政教の要、豈に慎まざるべけんや。今、此の一事を擧げて、

以て帝の政弊、未だ嘗て隱惡を懼れずんばあらざるの戒と爲す。然も帝の仁徳たる、天下之を知らざるなきも、猶、俗に習ひて以て徳を瀆することあ

り。後世政を執るの道、最も以て鑑みるべきなり。

衿子が淺謀を以て神の妖僞を知つたといふ話は、日本書紀に詳に出て居る。

それは、仁徳天皇が茨田堤を築かせられた時、二箇所が壊れて、それを塞ぐに困難した。其の時、天皇の御夢に、神の告があつて、強頸と衿子との二人を供へて河神を祭つたならば、塞げることが出来ようといふことであつた。そこで二人を見つけ出されたが、強頸は泣き悲しみながら水に入つて死んだので、一箇所は塞ぎ止めることが出来た。衿子は匏を二つ取つて、それを川の中へ投げ入れて曰ふやう、河の神が必ず自分を望むといふならば、此の匏を沈めてしまへ。然らば、眞の神と認めて我は水中に入らう。若し匏が沈まないならば、僞の神と認めて、我は水中に入らないであらう、と曰つた。その時、大風が起つたが、匏は到頭沈まなかつた。そこで、衿子は死ななかつたが、堤は出来上つたといふのである。素行は此の事を引いて、政治に迷信を取入れるのは政治家

の大に愼まねばならぬことであると論じたのである。

次には、履中天皇の時、始めて諸國に記録の官吏を置かれたことを引いて、記録が政治に必要なものであることを論じて曰ふには。

謹みて按ずるに、これ國史を置くの始なり。史とは事を記するの官なり。

(國史とは國の歴史といふことではない。國の記録の官吏といふことである。)言ふところは、諸國に於てこの官を立て、上は以て天子の教令を記し、下は以て國郡の事を記す。これ國俗を正し、人情を達する(上に通ぜしむる)の政なり。凡そ五方各々其の俗あり、民又其の習を異にす。故に人君その事物を知らざれば、則ち政令必ず乖く。今、國史を置きて、言と事とを記さしむるは、其の制度を正し、國俗の化を知り、以て其の政を致すなり。後世、國守の外、目、史等の官ありて、皆、國の事を記し、以て其の政を正すはこれなり。

此の頃の記録は、勿論漢字を用いたのである。それに關係した官吏は大抵朝鮮支那から歸化した人の系統に屬して居るものである。それは應神天皇の時に朝鮮から來た王仁や阿直岐の子孫が皆朝廷の記録の官となつて居ることによつて推測される。

次には、清寧天皇の時、臣や連を使として四方に遣して風俗を巡察させられ又詔して犬馬や器翫（美術工藝品）を献上することを禁じたまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、使臣の巡察は政の恒にして、以て風俗を巡省す。これ教化の其の俗に繋る所、大なればなり、且つ器翫犬馬を献ずるを得ざらしむるは、これ乃ち其の風俗を正すなり。人君、物を翫べは、則ち志を喪ふ。物は至微にして、志は至大なり。至微を慎まざれば、則ち至大をば制すべからず。人君の好む所には、天下これに歸す。豈に忽にすべけん

や。帝、其の俗を正さんと欲するが故に、此の詔あり。而して又人情を寛にせんと欲して、宴を群臣に賜ひ、大に酬すること五日なるは、これ儉にして寛なるなり。宜なるかな、海表（海外）の諸藩、調を進めて、海内安康なること。

教化は重大であるから、視察を缺いてはならぬ。儉にして寛なるは、政治の要諦である。儉にして嚴なるときは、人が萎縮して、活氣が無くなる。

次には、繼體天皇の時、農事を奨勵する詔が出たのを引いて論じて曰ふには、謹みて按ずるに、凡そ天下の人物、未だ嘗て其の事業なくんばあらず。既に事業あれば、則ち其の成敗は必ず勤怠に繋る。農は以て天下の饑を養ひ桑は以て天下の寒を防ぐ。人一日もこれなければ則ち苦む。故に聖主賢后親ら耜り、親ら蠶し、備さに稼穡の艱難を嘗め、天下の黎元に勸め勉めしむ。これ人君が民に父母たるの義なり。帝、志を政教に錯く。即位

の元年に、此の詔ありて、天下に告ぐるに其の事業を勤むべきことを以てす。百寮有司、豈に怠るべけんや。

人民にその家業を勤めさせることは政治の重要事項である。人民が家業を怠れば、生活の方法が立たなくなつて、風俗が悪くなるのである。

そこで一章の終に結論を附して曰ふには、

以上は政教の道を論ず。謹みて按ずるに、政は誠を以てするにあり、教は審を致すにあり。凡そ政教の道は、能く其の時を察して、以て沿革損益し、能く其の水士（地方的の事情）を知りて、以て風俗を考へ、能く其の人情を通じて、以て過不及を節し、能く其の事物を詳にして、以て制度を定め、能く其の大倫を明かにして、以て禮用を序す。而して後に、數省み以て之を化す。聖神功用の極と謂ふべし。否れば乃ち或は煩碎にして厚からず、或は教へずして化を期し、竟に政教の實を得べからざるなり。

政は誠を以てせざれば、則ち唯條目を存して、綱領なし、日に煩はしく月に勞して、教化の功なし。これ民免れて恥なき所以なり。

或は疑ふ、政教法令は、徳の末にして形の下かと。愚、謂へらく、否、物あれば必ず則あり、天下國家あれば、必ず政教法令あり。政教法令の外に、豈に此の徳あらんや。明聖の主も亦これを用ひ、愚昧の君も亦これを用ふ、其の利なると鈍なると、煩なると簡なるとにして、而して治亂相因ること、共に此の四者（政と教と法と令と）にあり。四者正しくして明かなれば、權衡設けられて欺くに輕重を以てすべからず。繩墨設けられて欺くに曲直を以てすべからず。否れば、則ち平直、眞偽、邪正、何ぞ能く辨ぜんや。

凡そ政教法令の備はるや、猶ほ舟に乗りて大川を濟るがごとし。水を能く

すると、能くせざると、共に濟りて而して逸安なり。専ら徳を修むるのみを以て其の功を期するは、猶ほ水を能くする者、この力を恃みて、以て水を涵ぎて濟るがごとし。甚だ勞して而も功少く、危くして而も濟るもの寡し。況んや、徳を修めず、政教法令を以てせずして、ただ私知妄作を以て治平の功を要むるは、猶ほ舟の乗るべく、技の涵ぐべきなくして、力を恃み私を構へて以て水に入るがごとし。溺れずして何をか待たんや。故に治國平天下の要は、身を修めて以て政教を正しくするに出づべからず。二者相持して、而る後、功化の實を談ずべし。

政治の要は、一は人君が其の身を修めること、一は政令と教化とを正しくすることである。我國古代の政教は歴史に多く記してあるから、後世それを標準として政令を布き教化を施すならば、天下の永久の泰平を期待することが出来るといふのである。

十 禮儀章——禮法制度

第九章は禮儀章と名づけられる。これは頗る長い章である。治平の要は、其の本は禮にあるといふところから、詳に日本の禮儀を述べるのである。

最初に、日本書紀の神代の巻の初にあるところの、

天、先づ成りて、地、後に定まる。而して神聖其の中に生れまします。

といふ文を引いて、天と地との間に自然に具はつて居る秩序が即ち禮の基礎であることを論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、天は先にして上に居り、地は後にして下に居る。上に在るものは高くして文明なり、下に在るものは卑くして厚順なり。其の中に萬品を生じ、聖神此に長として、以て其の道を定む。これ乃ち天地に天地

の形ありて、聖人因りて以てこれを字けて禮と曰ふなり。禮は上下を辨じて以て天下の人心を定め、貴賤を分ちて以て天下の使用を通ずるの道なり。禮の行はるるや、天地の陰陽に本づき、其の自然に因り、以て今日日用の制を立つ。天下これに襲りてこれを行はば、則ち終に奢らず、儉ならず、上は君父の尊親を遺さず、下は臣子の分限を超えず、これよりして、天下の廣き、萬機の衆き、悉く其の禮あり、等級分明にして、相混亂すべからず。禮の義も亦大ならずや。凡そ治平の要は、其の本、禮にあり。君臣定まり、貴賤位し、小大分を守り、動靜常ありて、亂を作すを好む者は未だこれあらざるなり。

次には、伊弉諾尊、伊弉册尊の唱和のとき、女神が先に唱へられしことを、男神悦びたまはずして、「吾はこれ男子なり、理當に先づ唱ふべし、如何にぞ婦人にして反りて言先だつや」と曰はれて、男女の秩序を正したまひしことを

引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ天神が禮を正すの儀なり。二神は乃ち天地なり、陰陽なり、男女なり、萬物の宗源なり、中國の大宗なり。本朝の中州たる所以、人物の人物たる所以、聖教の聖教たる所以なり。蓋し理とは條理なり、條理ありて亂れざるものは禮なり。此の時、未だ禮の名あらずと雖も、既に理を言へば、則ち禮以て此に屬するなり。

此の禮一たび立つて、而る後後世先後、上下、男女の道大いに明かに、萬民皆これに由る。二神の徳仰がざるべけんや。

二神が天地に則りて、禮を立てたまひしことを讚嘆して居るのである。次には、素戔嗚尊の爲行甚だ無狀（無禮のこと）なるにより、天照大神が怒りたまひて天石窟に入りたまひ、六合の内、常闇となつたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、無狀とは禮儀なきの言なり。神は寛仁の聖明にましませども、嚴に其の無禮を正したまふこと此の如し。蓋し禮は上を安んじ民を治むるの道なり。禮なくんば則ち上下混じ、尊卑分たず。上下混じれば、則ち人人其の情に従ひて直行す。故に君臣正しからず、尊卑分たざれば、則ち強は弱を凌ぎ、富は貧を侮り、大は小を傾く。故に邪正明かならず。これ神が深く其の無狀を戒めたまひし所以なり。神乃ち天石窟に入り、磐戸を閉ぢて、六合常闇となる。これ禮なければ、則ち天下邪正混じて知るべからざるを示す。其の慮ること遠からずや。

禮の用は慎まざるべけんや。

禮が亂れば天下は常闇となつてしまふから、禮を亂さない様に慎まねばならぬといふのである。

次には允恭天皇の時に、姓氏を正して、各人の身分を定めたまひしことを引

いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、姓氏明ならず、故に下、上を僭し、卑、尊を踰ゆ。是れ禮明かならず、分正しからざるの由なり。

故に帝、姓氏を定むるに誓盟を以てし、諸人の眞偽相著はれ、尊卑初めて定まる。これ禮の大端なり。

と曰つて居る。そして、尙天武天皇の時に、朝臣、宿禰等の八姓を定めたまひ、嵯峨天皇の時に、姓氏録を撰したまひしことなどに説き及ぼして、國家の秩序を定めるには姓氏を明かにするを肝要とすることを論じて居る。

次には、推古天皇の時、聖德太子が憲法十七條を作りたまひ、其の第四條に「群卿百寮は禮を以て本と爲す。其の民を治むるの本は、要ず禮にあり」と示されたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、禮の大なること、此に至つて始めてこれを憲章に著はし

以て天下の人民をしてこれを知り、これに由らしむるなり。夫れ禮は天地の大經にして、往古神聖以て中國を定めたまひ、天神禮に非るを以て石窟に入りたまふ。其の繋る所、太だ重し。其の由りて行ふ所、禮を以てせざれば、則ち手足を措く所なし。既に天下國家あれば則ち其の禮あり、禮に由らざれば則ち所謂治平なし。これ民を治むる所以の本は、要、禮に在るなり。

蓋し人の人たる、本朝の中華たるは、此の禮に由ればなり。故に神聖は教を初に建て、天神は無狀を懲戒し、以て其の禮を正したまへり。皇太子（聖德太子）聰明美質、始めて冠位を定め、親ら憲法を撰み、禮を以て治國の本となす。其の教、著明なりと謂ふべし。皇太子の功、大なるかな。

これは禮儀の重んずべきことを力説して、憲法に於てそれを明かに示された聖德太子の功績を讃嘆したのである。禮儀を以て國を治める本とするのは儒教の

主張であつて、素行はそれと同一なる思想が我國にも太古から存在したと言ふのである。聖德太子が佛敎を採用せられたといふ理由から、徳川時代の漢學者は林羅山を始として皆太子を咎めるのであるが、素行は禮の重要なることを示されたといふ理由からして、太子の功績を稱讚するのである。そして、憲法十七條の中にただ一條だけ佛敎を貴ぶことがあるが、其の他の十六條は皆極めて正しいことであるから、一條の非を以て十六條の是を掩ふべきものではないと他の所にも論じて居る。

次には、神武天皇が辛酉の年の春正月朔日に橿原宮で即位したまひ、其の年を元年とせられたことを引いて、即位が人君の大禮である所以を次の如く論じて居る。

謹みて按ずるに、即位は人君の大禮なり。天は人君の宗とする所、而して人君は庶人の天とする所なり。天は上に高く、而して文明四海を照す。人

君大寶に位し、而して明德天下に周し。故に即位の禮を行ひ、以て天下萬機の道を始むるなり。帝、東征の功大に成り、中國を定め、以て即位の禮を始め、此の年を以て元年と爲し、王の正月を以て時を授くるは、天地の氣候を一にし、人君の大禮を著はすなり。是れより歷代因り循ひて此の儀あり。大臣北面して以て神器を捧げ、天子南面して以て萬國に詔し、上下尊卑の禮を正し、道德聖明の政を布く。其の繋る所、太だ重きかな。次には、神武天皇の時、皇后を立てたまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ后妃選立の始なり。蓋し聖人は聖匹を得れば、則ち聖子あり。聖子聖孫相續すれば、則ち百代猶ほ一日のごとし。これ人君が天下を愛する所以の至りなり。凡そ帝王の匹は風化の本にして、禮儀の大なるものなり。選立するに、其の道を以てせざれば則ち唯、欲を縱にし

情に従ひ、其の始を克くすと雖も、その終を保つべからず。帝が正妃を立てるに當りて、廣く議して、族姓を正し、女徳を詳にし、即位に及んで乃ち皇后と爲す。其の禮を隆ぶは、以て男女の別を序し、媵妾の品を辨じて、戒を萬世に垂るるなり。夫れ男女ありて而る後、父子あり。然らば乃ち國家の大事、福祚の繋る所は妃匹の際に在り。其の禮豈に苟もすべけんや。

これは皇后を立てることに、重大なる意義があることを論じて居るのである。次には、繼體天皇の元年に、詔して、禮儀を備へて手白香皇女を迎へて皇后とし、教を内に修めしめたまひしことを引いて、論じて曰ふには、謹みて按ずるに、これ皇后を立て、禮儀を備へ、教を内に修むるの詳なるなり。蓋し人君は恒に九重の深きに居り、萬乗の富を御し、近臣は媚を進め、佞臣は惡を逆ふ。少しく怠りて情を縱にすれば、則ち鳩毒其の衷

に根ざざるはなし。故に、外には諫議を設け、史官を置き、其の言行を正すも、猶ほ未だ其の闕遺なくんばあらず。妃匹の親、皇后の睦、内助の益を興し、規警の戒に頼り、以て此に拾補す。これ良匹賢配これを尙ふ所以なり。

故に禮は夫婦に本づく。治亂これに因り、興亡これに繫る。往古の令典、舊紀の載する所、監みざるべけんや。

と曰つて居る。反覆丁寧に、皇后册立の意義の重大なることを論じて居るのは頗る注意すべきことである。特に、禮は夫婦に本づき、治亂興亡皆これに關係すると言ふところは、實に千鈞の重みがあるのである。臣民の家でも此の道理は同一である。

皇后のことに次ぎては、神武天皇が、皇子神渟名川耳尊を立てて皇太子としたりたまひしことを引いて、其の意義を論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ皇太子を建つるの始なり。蓋し、太子を建つるは、國の本を定め、宗廟社稷を重んずる所以なり。建立の禮一たび行はれて、天下の大本定まる。これより連綿として以て建儲（皇太子を建てること）の儀成る。於乎懿なるかな。

と。

次には、崇神天皇の時、二皇子豊城命、活目命の夢を占ひたまひて、弟君に當る活目命を皇太子と爲したまひしことを引いて、論じて曰ふには、謹みて按ずるに、建儲の禮は天下の大本なり。今其の夢みる所を以て其の計を定む。後世未だ疑擬なきにあらず。此の時は古を去ること未だ遠からず、人心朴素にして、誠心感通す。故に此の議あり。二皇子亦た之を肯ひ終に永く帝の詔を承けて、貳はず。これ帝の聖徳なり、王子の渾厚なり。後世の似て之に效ふべき所にあらず。蓋し帝位は大寶なり、人誰か欲せざ

らん、況んや皇子なるをや。故に建立の禮は蚤く定むるを貴ぶ。蚤く定めざれば、則ち嫡庶の分、明かならず、或は智を以て之を求め、功を立てて之を欲し、力を以て之を争ふ。古今宗室の天秩を亂るは、これに由らずんばならず。其の禮蚤く定まれば、則ち衆望絶えて、而して天下の勢定まり、宗室の分極まり、而して王家以て固し。人君豈に忽にすべけんや。皇位繼承は重大事であり、素行の憂慮は實に當然である。頼山陽が日本政記にも皇位繼承に關する論が多い。明治天皇が皇室典範を制定したまひし勅諭の程も自ら拜察し奉ることが出来る。

次には、應神天皇が百濟の國から博士王仁を召して稚郎子皇子に儒教の典籍を學ばせたまひしことを引いて、太子の教育を論じて曰ふには、
謹みて按ずるに、これ太子諭教の禮なり。此の時、稚郎子未だ皇太子の命あらず、然れども帝、既に建儲の計、衷に定む。故にこの諭教あるなり。

蓋し諭教の禮、豫め定まれば、則ち其の正明を薰陶し、氣質を變化するに、其の師、傅、保に由らざれば、以て其の實を得べからざるなり。教諭の道、多く外朝の書籍を以て事となすは、これ後世の訛なり。中國古今天下の興廢治亂、事物の制度、人民の禮儀、載せて文献にあり。然れば乃ち、日用言行修改の暇、詳に其の道を致め、其の古に鑒み、而る後、外朝の經傳に及び、以て其の知識を廣め、其の事迹を證し、斟酌用捨し、有道に就いて以てこれを正すは、教諭の實を得たりと謂ふべきなり。素行の論は、國史の事實によりて太子を教育すべきことを主張するのである。支那の經書などによつて教育を始めるのは宜しくない。それは、國史の教育が濟んでから後に、參考として學ばれるがよいといふのである。凡そ日本人の教育は日本の事實に本づくべきものである。中朝事實の著作は實に素行の苦心の存する所で、現代の教育に従事するものも大に素行に學ぶ所がなくてはなら

ぬ。若しも外國人の嘉言善行によつて日本人を教育することがあるとすれば、それは本末を顛倒した見解であつて、眞に日本人を造るところの徹底した教育は仕遂げることが出来ないのである。

素行は尙此の論を續けて曰ふには、

凡そ上智と下愚とは移すべからず（これは論語にある言である）して、而も亦得易からず、多くはただ中人のみ。中人の才は必ず慣習薰陶する所によりて、其の氣質を變ず。建儲して諭教を盡さざれば、則ちこれを宴安に錯き、これを深窓に冊きて、其の志を蕩し、其の質を愚にする所以にして、君徳を成すの道にあらず。豈にこれ子を子とするの謂ならんや。未だ此の如くにして治平の實を知る者はあらず。これを教へこれを諭すは、孩提有識の時にあり。此に於て左右を選び、師傅を置き、言行日にこれと化し、風俗月にこれと移る。其の入る所既に深く、其の習ふ所既に積まば、

則ち其の知其の徳大いに成りて、我れ其の然る所以を知らず、これ諭教の實なり。人皆天質の賢愚を用ふるを知りて、諭教の氣質を變ずるを知らず。故に開悟啓迪の戒を致さず。其の惡以て之を懲すべきを知りて、幼孩漸給の訓を知らず、而して其の惡を見て始めて警戒切諫す。譬へば、木の初めて生じ、鳥の卵を出づるが如く、其の養習全く此の間にあり。既に把るべく、既に翔るべくんば、即ち矯習遂に功なし。況んや人の知ありて而して惡習に薰涵するもの、何ぞ諭教を容受するの地あらんや。然れば乃ち建立諭教各其の道を致さざれば、即ち名ありて實なし、終に父子天倫を失ひ、天下危亡に陥るに至らむ。其の幾はただ其の初にあるのみ。

教育は、幼少の時から善良なる師傅保を附けて、自然に善良なる習慣を得しむべきである。一旦幼時に於て惡習が染み込んでしまつてから、後に至つて、如何に警戒切諫しても殆ど無効である。素行の此の教育論は實に傾聴すべきも

のである。素行が皇太子の教育を論ずるの條に於て、特に此の大議論を發したのは、それが天下の治亂に關係すること大なるが爲である。

次には、雄略天皇の崩御の時の遺詔が、懇に政治の大本につきて言及したまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ顧命（遺詔のこと）の禮なり。凡そ人君正殿に崩じたまふは禮の正しきなり。況んや切切たる顧命、専ら天下を以て任となし百姓を以て心となし、死生を以て常となし、功を大臣に歸し、億兆のため其の子の惡を發き、以て戒を後嗣に垂る。其の義、深いかな。蓋し死生の際是人倫の甚だ重んずる所なり。故に天神は訣に臨んで以て拳々の神勅あり。今、帝絶ゆるに垂んとしての言、遠きを經、世を保つ。謀此に及ぶ。以て婦人女子の手に崩じたまはず。此の章を讀んで以て此に至れば、則ち未だ嘗て卷を措いて歎ぜずんばあらず。吁、帝の雄略たる所以、宜なるかな。

此の詔の中には、「義は乃ち君臣なれども、情は父子を兼ね」といふことがある。これは後世多く引用せられる語であつて、大正天皇の詔勅の中にも存在する。

遺詔に次ぎては諒闇の禮のことを述べて居る。その引用するところの文は、神武天皇崩御の後、皇太子が孝性純深にして悲慕已むことなく、御心を哀葬のことに留めたまひて、政事をば庶兄なる手研耳命に委任したまひしに、手研耳命心悪しく、諒闇の際に於て威福を自由にせられしことに關するものである。此の文の中に「諒闇」といふ文字のあるのは、日本書紀の編者が當てたものではあるが、諒闇の事實は此の時既に存したと、素行は認めただのである。諒闇とは、支那で、帝王の喪中に、繼嗣の君が政事を全く大臣に委任して、自ら哀に籠ることを指す言葉である。そして論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ諒闇の禮なり。夫れ父子は天性なり。終に臨むは永
き訣なり。天性の親を以て永訣の期に至るは、これ哀葬の情已むを得ざる
所以なり。已むを得ざるの誠を以て其の情に従はば、則ち至らざるなし。
故に聖人其の制を立て、其の過不及を中す。これ禮の由りて行はるる所以
なり。此の時未だ喪哀の禮あらず。然れども、神聖既に其の極を建つれば
則ち此の禮亦これを類推すべし。故に史官諒闇を以てこれを書す。
蓋し喪服の禮は終を慎むの道なり。子弟が其の實を盡すべき所、悉くこ
こにあり。

と。
次には、神武天皇が功を定め賞を行ひたまひしことを引いて、功臣を封じ官
職を立つるの初であると論じ、崇神天皇が四道將軍を命じたまひしことを引い
て、武官を立つるの初であると論じ、景行天皇の時、武内宿禰を以て棟梁の臣

となしたまひしことを引いて、その後、大臣、大連が天下の政を執りたるこ
との始であると論じ、成務天皇の時に、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き
たまひしことを引いて、國郡の守長を立つるの始であると論じた。これは官制
が着々として設定せられたことを述べたのである。官制は即ち禮である。
次には、推古天皇の時に、冠位十二階を定め、孝德天皇の時に、始めて八省
百官を置きたまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ百官を立つるの始なり。
蓋し官を立てるは治平の道なり。而して其の事あれば、則ち其の職なくん
ばあらず。其の職あれば、則ち其の官なくんばあらず。其の官あれば、則
ち其の位なくんばあらず。これ物あれば必ず則あるなり。(有物有則は詩
經の句である。)既に官を立て位を設くれば、則ち其の道其の禮未だ嘗て正
しからずんばあらざるなり。

竊に按ずるに、官は惟れ百にして、而して其の統ぶる所は文武の二職にあり。文は以て禮を守り、武は以て違を糾す。故に創業には乃ち武臣を以て其の功を立て、守成には乃ち文臣を以て其の禮を正す。文武互に根ざして先後時を以てし、而して一人(天子のこと)を輔佐す。

これは文官と、武官との職分を述べたのである。それから尙、論を進めて、夫れ土地あれば、則ち其の司を立て、人民あれば、則ち其の長帥を建つ。物あれば則ち其の司を設け、事あれば則ち其の職を令し、而して師を置き以て其の道を教へ、監を立てて其の務を省み、以て其の禮を糾し、其の事を記して法を萬世に垂れ、治平を天下に期す。これ乃ち立官の禮なり。官立ち位定まれば、則ち百寮有司及び四民の制、其の禮自ら正しく、官位に因り、尊卑に従ひ、以て家宅衣服を制し、飲食器用を設け、交際言語の法を定め、冠婚喪祭の禮を正しくし、三綱を擧げて、明德を明にす。立

官の義、其の用大なるかな。しからざれば乃ち、官は空しく設け、位は虚しく名づけられ、其の人にあらずして其の職を貪り、其の功なくして其の高きに居る。茲に於て百官大に紊れ、職掌日に違ふ。猶ほ桃梗土偶にして、金蟬貂を附するがごとし。故に天下の禮、上に混じて、而して四民下に僭紊す。豈に往古神聖の心ならんや。

これは官職に適當な人物を得ないことから生ずる弊害を痛論したものである。次には、神武天皇の元年、正月朔日に橿原宮に即位して朝賀を受けさせられたことを引いて、新年の朝賀の禮が重要なる意義のあることを論じて居る。謹みて按ずるに、これ朝儀正旦を賀するの始なり。

凡そ朝儀は朝廷の禮儀なり。朝廷は天地を以て其の基を立つ。天下は朝廷を以て標準と爲す。朝廷の威儀は嚴正を以てするに在り、凡そ王朝の禮は

年中行事あり、恒例あり、臨時あり、毎月の禮あり、公侯朝聘の禮あり、饗燕の禮あり、巡守田獵大射の禮あり。神社の祭禮あり、而して歳首の慶賀の禮を以て大儀となす。正月は一年の始にして、歳序、端を更め、萬物これ新なるの節、臣子ことごとく朝會拜賀して其の慶を奉ずるは、信義の當に然るべきところなり。

竊に惟みるに、朝賀は臣子が宸儀（天子の御姿）を拜慶するの禮なり。しからざれば乃ち臣子の情安んずべからず。群臣悉く敬を君上に致して、以て祝頌を奉る。これ臣子の分定まればなり。宴會は君上が宴を群臣に賜はるなり。饗あり、食あり、燕あり。此れ上下交はり、君臣和し、徳業成りて、相親愛する所以なり。故に朝賀を以て、尊卑の禮を嚴にし、燕會を以て上下の情を和す。故に朝賀に由りて其の威儀を正し、燕會に因りて其の風雅を作す。外には則ち禮容を觀、内には則ち以て恩惠を廣くす。然

らば乃ち徒に威儀を示すのみにあらず、徒に飲食せしむるのみにあらず。皆恭儉を訓へ、惠慈を示す所以なり。新年の朝賀と新年宴會との意義がなんと充分に論ぜられて居るではないか。恭儉を訓へ、惠慈を示す所以であると言つたのは、實に動かすべからざる議論である。

次には素戔嗚尊が天照大神に對して誓約を行ひたまひしことを引いて、誓盟の禮を論じて曰ふには、
謹みて按ずるに、これ神代の誓約にして、乃ち後世の誓盟の禮なり。凡そ誓は己の信を明かにして、人の疑を解く所以なり。事物の間、或は未だ嘗て其の疑なきにあらず。疑を解くの道は、誓約して鬼神に祈り、信を幽冥に期するにあり。故に天神誓を許し、以て其の清濁の心を明かにするなり。後世これに因りて、終に誓盟の禮あり。蓋し誓はただ言辭を以て神祇